

二日
仏会
談ま
びの
経
緯

RB'-0555

0112

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

仏印に関する債務について

(略三三・七・二七)

(一) 問題の所在

今次戦争中、日仏両国は仏印に関して金融協定を締結し、之に基いて金融上の処理を行つて来たのであるが、終戦時において約十三億円が日本側の負債として残された。

仏印に関しては(イ)日本軍の仏印進駐に関する協定及び金融協定を締結したヴィシー政権の合法性をドゴール政権が否認して居ること、(ロ)日仏間に戦争が存在したか、又何時から存在したか不明な点、(ハ)日本軍の仏印進駐に条約に基く進駐と軍事占領の二段階があること、(ニ)金融協定に政府間の協定と銀行間の協定の二種類があること、等の特殊な条件が存する

外務省

ので平和条約において対仏印債務が処理される場合種々の問題が起る可能性がある。

(二) 仏国の法律上の政府

「政府の承認は国家において不合法的に成立した政府が国際法上国家を代表するための法律要件である。合法的に成立した政府は仮令実質的には政体の重大な変更を行つたものであつても国際法上当然にその国家を代表し、この為特に承認されるを要しない。右が国際法上の通説であつて、従つて一九四〇年六月仏国内法上合法的に成立したヴィシー政府は承認を要せず当然仏国を代表して居た訳である。

而してヴィシー政府は一九四四年八月仏国を離れ南独に移転し、

外務省

仏国における実質的支配力を全く失つたのでその時より仏国を代
 表する権能を喪失したと解せられる。瑞西、西班牙等の中立国の
 外交代表か一九四〇年六月より一九四四年八月までベタン元帥に
 アックレデテされて居たのも右の解釈に従つたからである。又ソ
 連、米國もベタン政府の合法性を認めぬたからこそ各々四一年
 四二年まで同政府と外交関係を維持して居たのである。ソ連、
 英及び米國が一九四三年にドゴール政府を承認したか、
 これは当時ドゴール政府が仏本國において、行政の実動性を全く
 有しなかつた事実に鑑み、尙早の承認と言わなければならぬ。
 (三) 日仏兩國間に戦争が存在したか、存在したとするな
 らばいつからであるか

外務省

(二) の「仏國の法律上の政府」において述べた如く、一九四〇
 年六月より四四年八月までの仏國の法律上の政府はヴィシー政府
 であつた。而してその間、わか國はヴィシー政府、従つて仏國と
 友好関係を維持していたのである。従つて一九四三年十二月ドゴ
 ールが「仏國は一九四一年十二月七日以来日本と交戦関係にある」
 とした宣言は、仏國を正式に代表したものの宣言ではないから、
 仏國の対日宣戦としては無効であるといえる。尙右の宣言中日本
 との交戦関係を一九四一年十二月七日以降としたのは、宣戦を
 二年も前にさかのぼらせることとなり、斯る長期の溯及効力を
 有しないことは明瞭である。
 然らば日仏間に果して戦争が存在したか、存在したとすればい

外務省

RB'-0555

0114

つからであるかの問題について、国際法上明確な解決を与えることは頗る困難である。

(イ) ドゴールの一九四三年十二月の対日宣戦が無効であるとするればそれ以後は日仏両国とも宣戦して居らない。

(ロ) 日仏両国間に事実上の戦闘行為は存在しなかつた。終戦に際しても在仏印日本軍は英軍に降伏した。

(ハ) 一方日本の降伏文書には仏国は戦勝国の一員として署名している。

右の如く事実が矛盾して居るか、日仏が交戦国でなかつたと主張することは、右の(ハ)の理由及びその後も仏国が当然戦勝国の一員であると考えられて居る事実からして不可能であろう。

外務省

従つて両国間に戦争が存在したと考える場合、それはドゴール政権が仏本国に帰還した一九四四年八月以降であるとするのが最も妥当であると考えられる。

(四) 仏国政府の変更と条約上の義務の継承

(二)の「仏国の法律上の政府」において述べた如く、仏國の政府は一九四四年八月にヴィシー政権からドゴール政権に変わったと解されるのであるが、日本政府とヴィシー政府との間に締結された諸協定に基づく義務のドゴール政権への承継が問題となる顧である。

一般的に言つて、政府の変更と国家の国際法上の義務の継承については、憲法上の変更は、これが平和的であろうか、革命的であ

外務省

るうが、国家の国際的義務に影響を及ぼさないと云うのか国際法上の通説である。

この原則は一八三一年二月十九日第十九ロンドン議定書において

Les traités ne perdent pas leur puissance, quels que soient les changements qui interviennent dans l'organisation intérieure des peuples.

なる規定をもつて明白に確認され、又近時における同様の趣旨の判例として常設仲裁裁判所のヘルーに対するフランス人債権の事件（一九二一、一〇、一一）に対する判決がある。

右の如く原則は明らかであるが、わか国とドゴール政権との關係においては、わか国はドゴール政権が、仏國の實質上の政府と

外務省

なつた後も之を無視し、承認を与えなかつたので、新政府は承認を与えない國に対する義務の継承を拒絶することができるか否かの問題が生ずる。

本問題については拒絶しうると考えられるか、例れにせよ（二）について述べた如く、ドゴール政府が仏國の政府となつた時から日仏兩國間に戦争が発生したとすゝならば、条約は効力を失うので、義務の継承は実際上の問題として価値を棄しない訳である。

（五）仏印における事態

日本軍は一九四〇年八月三十日の松岡・アンリイ協定（本協定に基き九月四日及び二十二日に二箇の西原・マルタン軍事協定が成立した）により九月二十三日北部仏印に進駐、次いで一九四一

外務省

年七月二十九日仏領印度支那の共同防衛に関する日本国仏国間
定書（本議定書に伴う加藤・ダルトン閣議上の協力に関する交
換公文あり）により南部仏印に進駐した。尙大東亞戦争勃発によ
る新事態に対応して、一九四一年十二月九日仏領印度支那共同防
衛に関する日本軍、フランス当局間現地軍事協定が成立した。
一九四四年に至り欧州の状況は急変し、ベタン政権は独乙に亡
命し、ドゴール政権が事実上の仏国の政府となつたのであるが、
その後もわが国はドゴール政権を従来通り無視し、従てその対日
宣戦も相手とせず他方ベタン政権については、わが方より進んで
ベタンの元首の資格を否定することはしないか、ベタン政権は事
実上解消したものと解し、従つて仏本国を代表する政府は存在し

外務省

ないか、仏印に関しては対日協力を続ける限り仏本国と別個に取
扱い、従来の協定を尊重し、仏印における静謐の保持と言う根本
政策を改めなかつた。然る所一九四五年に至り仏印周辺の戦局は
極めて緊迫し、他方独乙の崩壊迫ると共に仏印における仏側首脳
部は対日非協力的態度を露骨に示し来つたので、三月九日仏印總
督に対し、
（イ）仏印軍及び武装警察隊は帝國軍の統一指揮下に入らしめ、
部隊、兵器、資材の編成、配置、移動等につき全面的にその
指示の下に行動させること並びに鉄道、海運、通信等作戦上
必要な機関をわが軍の管理下におくこと
（ロ）仏印全機能に対し、帝國の要請に全面的且つ忠実に協力す

外務省

べき旨を即時指示すること。

(一)二時間内に前二項を全面的に受諾することの要求を提出し、拒絶の回答に接したので、わが軍は仏印を武力接收するに至つた。而して安南は三月十一日、カンボジヤは三月十一日独立宣言を發した。尙本武力處理に當つてもわが國は仏國を敵國として認めず、仏國人、仏國財産を敵國財産として取扱わなかつた。

以上述べた如く仏印に關してわが軍の進駐の態様が二段階に分れる。即ち一九四五年三月九日までは、わが軍は仏國を正式に代表する政府との協定に基き進駐して居たのであり國際法上の所謂條約に基く駐屯であつたのであるが、三月九日に至り、武力によ

外務省

る軍事占領と變化し、條約に基礎をおくものではなくなつたのである。

而して斯かる軍事占領の法的性格については、一方においてはわが國は前述の如く三月九日以後も日仏間に戦争は存在せずとの建前をとつて居たのであり、他方これは最後通牒的要求の拒絶に伴う全面的武力發動であるので、強いて言へば緊急避難による平時占領と観念できよう。而して斯る緊急避難行為の合法性は問題となるのであるが、仏國としては戦争は以前に始まつて居るとの立場をとつて居るので、三月九日よりわが國が仏印を侵略したと主張することは想像されず、又後述の如く仏印に關する金融上の處理方法も変更せられなかつたので、實際上の問題としてこの二

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0119

段階を区別して仏印に関する債務の処理方法を考察することは必要でないであろう。

(六) 仏印に関する日仏間金融協定

1、(イ) 日本国印度支那関税制度、貿易及びその決済の様式に関する日仏協定

一九四一年五月六日松岡、松宮—アンリー、ロバン特別勘定を設け円及びピアストルの直接決済の方法によるか勘定残高が五百万円以上となつた場合は、その超過分を金又は金に代るべき外貨で決済することとした。

(ロ) 印度支那銀行横浜正金銀行間第一協定 (一九四一年) 第二協定 (七月四日) 同

(イ) の日仏協定に基き技術的問題を定めたもので、第一

外務省

協定は一般貿易、第二協定は米に関するものである、
2、(イ) 日本国仏領印度支那間決済の様式に関する交換公文

一九四三年一月二十日 三谷—ラベル

1の協定によれば軍費は含まれないのみならず、毎月特別勘定の残額は金又は金に兌換し得べき外貨をもつて決済することとなつて居たのであるが軍費は増大し、又大東亜戦争勃発により金又は外貨による決済が困難となつたので、この二点を改め本交換公文により支払の決済は全部特別円を使用し、又仏印は貿易上の支払、軍費及びその他の一切の貿易外の支払いにつき、ピアストル貨を特別円を対価として提供することとなつた。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0119

(ロ) 一九四三年一月二十日附交換公文に関する了解事項

三谷ーラバル

(ハ) 印度支那銀行横浜正金銀行間第三協定

一九四三年三月十日

(イ) の交換公文の技術的問題を定め、第一、第二協定の本協定に反する部分を廃止した。

3、印度支那銀行横浜正金銀行間第一協定附属協定

一九四四年二月十七日

従来第二協定により特別に扱われて来た米を第一勘定に統合した。

尙一九四五年三月九日軍事占領後も、印度支那銀行を接収

外務省

したにも拘らず、決済方法に關しては、わが国は何等態度を変更せず引続き右の協定に従い、結局終戦時において日本側の債務として特別円勘定一、三一五、二七五、八一八円、特別外國勘定として、二、〇三五、六五四円が残されたが、その内容は軍費が大部分を占め、ついで貿易上の輸入代金及び備船料である。

右の債務の外、第三協定以前の軍費、船舶使用料の各一部及び第三協定成立に際し、第一協定の勘定残高の五百万円を越えた部分が金により返済されたが、この金は現送されず、仏印所有の金としてイヤマークされ、現在日本銀行に三三、〇五六、八一三瓦保管されている。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0120

尙在仏印仏國籍船舶の備船に關しては、一九四二年六月十五日、堀内大佐とベラント仏印海軍司令官との間に協定成り日本海軍に徵用されたのであるが、十一隻全部が沈没した。本協定により喪失船舶に対しては、原則として代船を交付することとなつてゐるが、現在までもとより履行されず日本側の特殊の債務とまで残つてゐる。

(七) 政府間の協定と銀行間の協定

(六) において述べた如く、仏印に關する日仏金融協定は、政府間のものと、正金銀行、印度支那銀行間のものとの二種類がある。一般に戦争は二ヶ国間条約を消滅せしめるか、交戦国の個人間の戦前の契約は当然に消滅せしめるものではないと言ふのが通説

外務省

であるが、この場合は個人間の契約と言ふのは、純然たる私人間の商取引等を指すのであること明白であり、正金、印度支那銀行間の協定の如く、政府の協定に基き、その協定実施の施行細則の性格を有し、政府間の協定とは独立に考え得られないものは、個人間の契約と言ふを得ず、寧ろその本をなす政府間の協定と運命を共にするものであると考えられる。従つて対仏印債務問題の処理に當つて、政府間の協定と、銀行間の協定とを區別して考察する必要はないであらう。

(八) 結論

以上述べた點により明らかとなつた點は次の通りである。

(イ) 一九四〇年六月から四四年八月までの仏國の法律上の政府

外務省

はヴィンシー政権であつた。
(ロ) 従つて右期間中わが国とヴィンシー政府と締結した諸協定はドゴール政府がその有効性を否認しても、国際法上適法に成立した国家間の合意である。

(ハ) 日仏間に戦争が勃発した時期は明らかでないか、ドゴール政府は一九四一年十二月七日を主張するであろう。わが国としては、法理上四四衆八月と主張し得る。

(ニ) 仏印に関する協定はドゴール政府に継承されるかの問題は實際上重要な意味を有しない。

(ホ) わが国と仏印との関係は、一九四五年三月九日を境として変化したか両時期の区別も實際上重視する必要はない。

外務省

(一) 仏印に関する協定には政府間のものと銀行間のものとあるが、両者を区別して戦争の及ぼす影響を考える必要はない。仏印に関する特殊の条件についての考察は以上の如くであるが、然らば対仏印債務はその最終的解決は平和条約においてされるのではあるか、理論的にその効力を如何に考えられるべきであるかか。

既に述べた如く、対仏印債務の内容は主として軍費と貿易上のものである。軍費は日本軍の仏印進駐、仏印の共同防衛と言う極めて特殊な政治的基礎に基いて居るものであるから、第一総論において述べた如く純政治的債務であり、戦争の勃発により消滅すると考えられる。

外務省

貿易上のものは一見純経済的債務の如く思われるが、清算協定が始めて締結せられたのは、日本軍の仏印進駐以後のことであるので、これとても日仏間の高度の政治的基礎を離れては考え得られず、又対仏印債務は協定による決済の残高であり、仏印側も日本物資を買付けているのであるから、その残高は軍費と混然一体をなして居る事情もあり、多少の疑問はあるが消滅するとなし得よう。

従つて対仏印債務、特別円勘定一、三一五、二七五、八一八円、特別外国勘定二、〇三五、六五四円は消滅し、現在日本銀行に保管されている対仏印イママーク金三三、〇五六、八一三瓦の引渡をなすべき義務は存せず、仏印喪失備船の代船は交付するを要し

外務省

ないと考え得る余地がある。

尙以上述べた処は、立論の便宜上仏印に戦争が存在したこと及び日仏間に終戦時まで平和関係が存続したことと言ふ二つの矛盾したことを前提として居るのであるが、仮りに仏国側の主張により日仏間に一九四一年十二月七日に戦争が没発したと決定されるならば、仏印に関する日仏間諸協定は、その時以来失効し、当時の債務は前述せる処により消滅し、その後の金融操作の結果は戦争中における不法行為をもつて律せられるならば、賠償の対象となる訳である。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0123

以上の性格を以て他方との交渉が、特殊勸告には何等
 情状を以て至らしむる限り、金又は金に兌換し得る
 引換に兌換し得るものとして、大東亞國際間の最
 終決済通貨的色彩を濃厚に示すの必要なく、この中
 特殊勸告は引換金の兌換は自由内には存在せず、
 2層の仕組みは強し保障は附せず、引換金の自由が必
 ずしも引換金の兌換を特殊勸告内には制限されず、
 つたわりのことは、要するにこれは自由内と特殊勸
 告内の間の性格を有するもの、前者より後者を
 移行の過渡的性質の如く特殊勸告内勸告設定に際し
 併し之は後述の如く特殊勸告内勸告設定に際し
 に振替を以て引換金の必要は存在するもの、
 特殊勸告内と引換金の必要は存在するもの、

外務省

(三) 引換一八・二〇 日佛政府間交換公文により金銀約
 特殊勸告内決済制度が採用され、引換一八・三〇 銀行間
 才三協定が締結され、特殊勸告内勸告が開設されるに及
 ぶ政府間交換公文附屬了解章攻才七項及び才三協
 定才三系(二)の規定による、この旧特殊勸告内勸告の引
 一八・二一 現在残高は特殊勸告内勸告に振替を以て
 二ととなり、引換一八・四・二〇 特殊勸告内勸告開設と同
 時に開鎖された。
 (註) 実際は引換一八・四・二〇 破産清算高共八、六四五〇四
 〇円が引換一八・四・三〇に振込まれた。

外務省

0125

RB'-0555

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

極

佛印關係金イマムクについて
 佛印關係金イマムクの詳細については別表に示す通りであるが、その概略を掲記すれば次の通りである。

- 一 軍費関係
 - (一) ゴム輸入代金関係 一、八四〇、〇七五・二
 - (二) 一才勸定残高決済関係 一、二九〇、七〇二・五
 - (三) 一才勸定残高決済関係 七、八七〇、〇一五・七
 - (四) 船舶料関係 四、三九七、〇三・五
- 計 三三、〇五六・八一三・六

二 軍費関係金イマムクについて
 一九四〇年九月二十三日日本軍北部佛印進駐後の軍費については自由国対置にて調達されていたが、一九四一年七月二十五日南部佛印進駐後の軍費については自由国または金を対置とし、一九四二年下半期分からは全く特別国を対置として調達された。
 そしてこの軍費調達については概ね半年毎に協定を締結していた。この軍費協定において金決済を収斂したものを含めれば次の通りである。

- (一) 第二次協定（一九四一年八月以降分）
 - (A) 協定軍費額 二、三〇〇、〇〇〇・〇比弗
 - (B) 決済方法 自由国決済 四、五〇〇、〇〇〇・〇比弗
 - 金決済 一、八五〇、〇〇〇・〇比弗
- (二) 第三次協定（一九四一年下半期臨時追加分）
 - (A) 協定軍費額 二、三〇〇、〇〇〇・〇比弗
 - (B) 決済方法 金決済 二、三〇〇、〇〇〇・〇比弗
- (三) 海軍特別協定（一九四二年上半期臨時追加分）
 - (A) 協定軍費額 三、〇〇〇、〇〇〇・〇比弗
 - (B) 決済方法 三分の二特別国決済 一、三三三、三三四・四
 - 三分の一金決済 六六六、六六六・四
- (四) 一九四二年上半期分協定
 - (A) 協定軍費額 四、八〇〇、〇〇〇・〇比弗
 - (B) 決済方法 三分の二特別国決済 三、二〇〇、〇〇〇・〇比弗

RB'-0555

0126

5

行一被動定（丙動定）が設けられた。

この甲動定および丙動定の残高については次の如く規定された。

第七條 印度支那銀行両買一被動定残高並に積戻正命銀行ピアスト

ル一被動定残高は毎月末日の買戻伸値をもつて相殺せらるべし

第八條 第七條の規定に依る相殺を行ひたる後

〔貸方残高が印度支那銀行のために五百万円を超過するときは積

戻正命銀行は印度支那銀行の要求により右超過額を東京にかけ

る買戻相場の伸値をもつて米貨にて支拂うべし

〔省 略

石銀行両第一協定第八條において決済進費とされている「米貨」は

政府両協定第二十四條においては「金又は金に兌換し得る外貨」と

規定されている。

〔二〕一九四三年一月二十日日佛政府間において「日本國印度支那間決済

の様式に関する公文」が交換され、日佛印間決済を金面的に特別両

に依ることとされ、同日「その附属了解事項」が協定された

特別両

6

これが課税のため一九四三年三月二十日「印度支那銀行積戻正命銀

行両第三協定」が締結された

石交換公文附属了解事項第六項は大要次の如く規定している

「一九四二年十二月三十一日現在における甲動定残高（丙動定残高

と相殺したもの）のうち五百万円を越える分は一九四三年一月一日

以降金をもつて決済すべし」

この規定によつて一九四三年五月一日七八ヒ〇の一三・ヒ（金純量）

がイヤマートクされた。

〔五〕備前料関係金イヤマートクについて

佛國協定の基礎協定は一九四二年六月十五日成立し、その第八條に基い

て備前料の支拂方法につき、一九四二年六月二十四日次の如く協定さ

れた。

「備用給組に対する使用料は当分の間左の方法をもつて支拂わらるも

のとす。三分の一は正貨をもつて日本銀行佛國政府協定口座に、三分

の二は自由円をもつて印度支那銀行積戻支店佛國政府協定口座に送込

むものとす」

この協定に基いて一九四二年分儲給料の三分の一相当額につき一九四三年五月一日四三九、七〇三、五（令規）がイヤマーケットされた。

一九四三年一月一日以降に支拂わらるべき儲給料についてはその決済方法が変更され、その金額については「印度支那銀行積預正命銀行商第三協定」に基き正命東京支店に設けられた「印度支那銀行西貢特別再勘定」に振込まれることとなつた。

一九四三年一月二十日附日佛商決済の格式に關する交換公文附屬了解事項第四項および銀行商第三協定第三條(四)參照)

六 一九四二年一月二十日附日佛政府商交換公文附屬了解事項第十項は印度支那銀行が日本において所有する命につき次の如く規定している。
「一九四三年一月一日に於て現に印度支那銀行が日本において所有する命はその輸出し得る命たるの性質を兼有すべし、即ち石金は自由なこれを日本国外に輸出し得べく、其の輸出せらるるまでは印度支那銀行のために日本國內に保留（「イヤマーケット」）せらるべく且日本國

外への輸送が可能となりたるときは日本國政府はその輸出に必要な一切の許可を與うべし」
一九四三年三月二十日附正命および印度支那銀行商第三協定附屬了解事項第三項は次の如く規定している。
「一九四三年一月一日において印度支那銀行の名において日本に保管せられ且同行の所有に係る輸出し得べき命、一九四二年十二月三十一日における一般協定の超過貸方残高に對し印度支那銀行が受取らるべき命並に一九四二年六月十五日の日本國政府による佛商商船積預に關する協定協定に基き一九四二年十二月三十一日までを支拂わらるべき命額の三分の一を決済により獲得すべき命に關しては見込において未だ協議の時期に到達せざるも事情にして許すに至らば同銀行は直に前記了解事項第十項の規定に基き石金は輸出し得べき命の引渡方法に關し協議するものとす」

RB'-0555

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0129

RB'-0555

0131

発行日	金イママーク発行額			
	金純額	外貨額	金イママーク	金イママーク
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
昭和11年11月1日	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00

昭和11年11月1日

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

訳文

目次

第一節

日本政府の受取及び証明（対連合國最高司令官）

第一節に關する証書

第二節

印度支那銀行（印度支那銀行）
泰國政府並に泰國銀行引渡に關する承認（対日本政府）

第二節に關する証書

第三節

泰國政府並に泰國銀行の引渡並に解除に關する承認（対連合國最高司令官）

第三節に關する証書

別紙

表 A
表 B
表 C

第一節、受取及び証明（日本政府（対連合國最高司令官））

日本政府は正式権限を附与せられた代表により、茲に印度支那銀行の爲に日本銀行が特別保管していたA表（詳細下記）記載の金塊諸項目を連合國最高司令官から本日受領したことを証明する。

右A表はこの受取及び証明書の一部をなし且つ之に含まれるものである。日本政府は更にB表に示された金塊（詳細下記）は日本銀行から連合國最高司令官の保管に移され且つ以前は印度支那銀行の爲に日本銀行が特別保管を行つていたものである事を証明する。

上記の証として日本政府はこの証書八部を作成し且又正式権限を附与せられた代表を通じ、一九五〇年一月二三日、日本東京に於て此の受領証及び証明書に署名捺印した。

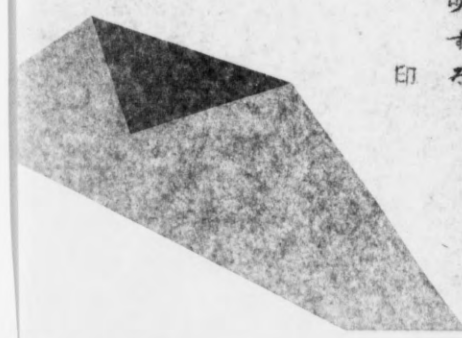
（氏名）印 伊原 隆
（資格） 大蔵省理財局長



正当に委任及び権限を附与せられた日本東京駐在、アメリカ合衆国の副領事プリニングは昭和二十五年一月二三日、本官の前に日本政府の権限ある代表者が自身出頭し、且つ彼等が斯かる代表者であり上記証書「連合國最高司令官に対する日本政府の受領及び証明」に日本政府の爲め全政府に代つて記載、記名及び捺印せるものと全一人であることを認め、而して本官が先づ彼等に前記証書の内容を明らかにした上彼等が日本政府の爲めに全政府に代つて前記証書記載の随目的の爲に、彼等の真実にして自由且自発時を行為として全証書記載の日時に全書に署名捺印せる旨自身本官に対し証言したる事を証明する。

(氏名) プリニング
(アメリカ合衆国)

副領事



第二節 引渡に關する証書 (一) 佛蘭西政府及び印度支那銀行

佛蘭西政府及び印度支那銀行は各々正当なる権限を有する代表者に上つて、日本政府から、本領收の一部である下記A表記載項目の通り、既に印度支那銀行の爲め日本銀行より特別保管せられたる金庫金につき、その所有権、保管、管理及び引渡しを本日止に交付した事(及びこれに附随する一切の施設を負擔する事)を茲に証明する。

更に佛蘭西政府及び印度支那銀行は下記B表記載金庫金の編組が、既に日本銀行により印度支那銀行の爲め特別保管として保管せられて付た金庫金にして、日本銀行から連合國收用司令官が接收したる金庫金の一切であることを証明及び承認する。

本官の案内により、佛蘭西政府及び印度支那銀行は、連合國收用司令官が日本軍に上つて據奪せられたものと認定し、尙此連合國收用司令官から解除せられない、従つて佛蘭西政府及び印度支那銀行に対し本日引渡されない、下記B表に記載し同表に含まれてゐる海外金庫金につき、両者間の一切の権利、及び利益を放棄するものとする。

RB'-0555



但し、佛蘭西政府及び印度支那銀行は日本政府又は日本銀行に對し上記
 B 表記載の金額と同額の金又は金塊と同額の利銀又は商業的支払を
 以て消算せしめる権利を放棄するものではない。
 右の証とし、佛蘭西政府及び印度支那銀行は本証書を八割下渡し、正当な
 る権限を有する代表者を通じて、昭和二十五年一月三日、日本東京に於
 て本別紙に關する証書に署名捺印する。

佛蘭西政府の爲めレナト・リッパン

(氏名)

(被署名及び資格)

佛蘭西銀行團

印度支那銀行の爲め

(氏名) ワジヤー・オーバラー

(被署名及び資格)

印度支那銀行東京支店長

正当なる委仕及び権限を有する日本東京駐在アメリカ合衆国領事
 プラニング・・・・は昭和二十五年一月三日、私の前に佛蘭西政府及び
 印度支那銀行の権限ある代表者レナト・リッパン及びオーバラー 各々自身に
 關し且つ、彼等が期かる代表者であり上記証書「日本政府に對する
 佛蘭西政府及び印度支那銀行、引渡証書」に佛蘭西政府及び印度支那銀行
 の署名同政府を同行
 に代つて記載、記名、及捺印せる言と同一人であることを認め及び本
 言が先づ彼等に別記証書の内容を明らかにした上彼等が佛蘭西政府及
 び印度支那銀行の爲めに同政府に代つて別記証書記載の諸目的の爲
 に彼等の公認にして自由且つ自発的な行為として同証書記載の日時に
 同書に署名捺印せる言自身を本別紙に對し証言したる事を証明する。

(氏名)

アメリカ合衆国

副領事

正当なる委任及び承認を付せられ、日本駐在、アメリカ合衆国
 銀行、ブリニングは昭和二十五年一月四日、本官の前に、^{（印）}前記政府及び
^{（印）}前記銀行の代表者、^{（印）}ワーグネル及び^{（印）}オランダが各々自身引
 出し、かつ彼等が新なる代表者であり下記証書、^{（印）}「聯合軍受託官」に對
 する、^{（印）}前記政府及び^{（印）}前記銀行の引渡及解金に、^{（印）}前記政府及び^{（印）}前記銀行の
 為め、^{（印）}前記政府及び^{（印）}前記銀行に代つて記号、^{（印）}署名及び捺印せる者と同一人であ
 ることを本官が認め、及び本官が先づ彼等に前記証書の内容を明かにし
 た上、^{（印）}彼等が^{（印）}前記政府及び^{（印）}前記銀行の爲めに、^{（印）}前記政府に代つて前記証書
 記載の諸目的の爲に、^{（印）}彼等の署名にして、^{（印）}自由且つ自益的な行爲として、^{（印）}全
 証書記載の日時に、^{（印）}全書に署名捺印せる旨自身本官に對し、^{（印）}証書したる事
 を証明する。

(氏名)ブリニング

(アメリカ合衆国)

印 度 支 那 銀 行

（氏名）^{（印）}ワーグネル
 （印）^{（印）}ワーグネル
 印 度 支 那 銀 行 東 支 店 長

（氏名）^{（印）}オランダ
 （印）^{（印）}オランダ
 印 度 支 那 銀 行

RB'-0555



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

▲ 表 韓政府に引渡の爲め連合國收買司令官より日本政府に対して
解除される金地金の内訳表

(内訳表挿入の事)

B 表 連合國收買司令官によつて引渡を由來される金地金の内訳表

(内訳表挿入の事)

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0137

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

sealed, and executed this Acknowledgment of Delivery and Release
in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this _____th day of _____,
1949.

THE GOVERNMENT OF FRANCE
BY _____ (SEAL)
(Name)

(Title)

THE BANQUE DE L'INDOCHINE
BY _____
(Name)

(Title)

0 表 日本銀行が泰西銀行向けとして発行し、定合國取商用台言に
り封緘された金塊台訂額「A」及び「B」表の台訂額

1 日本銀行
(一) 額、瓦 ()
三八九一八〇五四・九

2 日本銀行記帳
簿と定合國取商用台言
の重産 定された夫産と
八・五二二

3 定合國取商用台言に
り封緘された金塊台訂額
三八九一八〇四六・四

(二) 額、瓦 ()
三八八五九九九・五

八・四二二

三八八五四九九〇・九

RB'-0555

0138

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

SECTION III

ACKNOWLEDGMENT OF DELIVERY AND RELEASE GOVERNMENT
OF FRANCE AND THE BANQUE DE L'INDOCHINE TO THE
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

The Government of France and the Banque de l'Indochine by their duly authorized representatives hereby certify that they have received from the Government of Japan, this date, possession, custody, control and delivery (and assume all risks incident thereto) of the gold bullion heretofore earmarked by the Bank of Japan for the Banque de l'Indochine, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which is hereby made a part of and incorporated in this Acknowledgment of Delivery and Release.

The Government of France and the Banque de l'Indochine certify that, as the result of delivery of the above-mentioned gold bullion, such obligation incurred by Japan to French Indo-China as are related to the payment with the gold bullion in question will be considered as finally settled to the extent of the amount equivalent to the value of the above-mentioned gold bullion and further problem in this regard will not be raised thereafter.

The Government of France and the Banque de l'Indochine further certify and acknowledge that the total sum of gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the gold bullion previously earmarked and held by the Bank of Japan in special custody for the Bank of France and taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan.

For valuable consideration the Government of France and the Banque de l'Indochine hereby remise, release and forever discharge the Supreme Commander for the Allied Powers, his heirs, executors, administrators, successors, and assigns, of and from all manner of actions and

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

causes of actions, suits, debts, dues, accounts, bonds, covenants, contracts, agreements, judgments, claims and demands whatsoever in law or equity, which the Government of France or any of its agencies, departments, units, officials, or nationals, or all of them ever had, now have or which their heirs, executors, administrators, successors or assigns, or any of them, hereafter can, shall or may have against the Supreme Commander for the Allied Powers, his heirs, executors, administrators, successors and assigns, for or by reason of any cause, matter or thing whatsoever to the date of these presents, in relation to the gold bullion hereby returned and receipted for by this Acknowledgment of Delivery and Release as well as all gold bullion listed in Schedule B, detailed hereinbelow.

In executing this instrument the Government of France and/or the Banque de l'Indochine waive all right, title and interest of both, or either of them, in and to the specific gold bullion covered by and included in Schedule B, detailed hereinbelow, which has been determined by the Supreme Commander for the Allied Powers to have been looted by Japanese armed forces and which, therefore, has not been released from custody of the Supreme Commander for the Allied Powers and, in consequence thereof, has not been delivered to the Government of France and/or the Banque de l'Indochine on this date; however, the Government of France and/or the Banque de l'Indochine does not waive or release its right against the Government of Japan and/or the Bank of Japan to a settlement in gold of equal fine weight or to a financial or commercial settlement equivalent in value to the gold bullion listed in said Schedule B.

IN WITNESS WHEREOF the Government of France and the Banque de l'Indochine through their duly authorized representatives have signed,

RB'-0555

0139

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

SECTION II

ACKNOWLEDGMENT OF DELIVERY - GOVERNMENT OF
FRANCE AND THE BANQUE de l'INDOCHINE TO
GOVERNMENT OF JAPAN

The Government of France and the Banque de l'Indochine by their duly authorized representatives hereby certify that they have received from the Government of Japan, this date, possession, custody, control and delivery (and assume all risks incident thereto) of the gold bullion heretofore earmarked by the Bank of Japan for the Banque de l'Indochine, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which is hereby made a part of and incorporated in this Acknowledgment of Delivery.

The Government of France and the Banque de l'Indochine certify that, as the result of delivery of the above-mentioned gold bullion, such obligation incurred by Japan to French Indo-China as are related to the payment with the gold bullion in question will be considered as finally settled to the extent of the amount equivalent to the value of the above-mentioned gold bullion and further problem in this regard will not be raised thereafter.

The Government of France and the Banque de l'Indochine further certify and acknowledge that the total sum of gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the gold bullion previously earmarked and held by the Bank of Japan in special custody for the Banque de l'Indochine and taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan.

In executing this instrument the Government of France and the Banque de l'Indochine waive all right, title and interest of both, or either of them, in and to the specific gold bullion covered

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

by and included in Schedule B, detailed hereinbelow, which has been determined by the Supreme Commander for the Allied Powers to have been looted by Japanese armed forces and which, therefore, has not been released from custody of the Supreme Commander for the Allied Powers and, in consequence thereof, has not been delivered to the Government of France and/or the Banque de l'Indochine on this date; however, the Government of France and/or the Banque de l'Indochine does not waive or release its right against the Government of Japan and/or the Bank of Japan to settlement in gold of equal fine weight or to a financial or commercial settlement equivalent in value to the gold bullion listed in said Schedule B.

IN WITNESS WHEREOF, the Government of France and the Banque de l'Indochine through their duly authorized representatives have signed, sealed, and executed this acknowledgment of Delivery in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this _____th day of _____, 1949.

THE GOVERNMENT OF FRANCE

BY _____ (SEAL)
(Name)

(Title)

THE BANQUE DE L'INDOCHINE

BY _____
(Name)

(Title)

RB'-0555

0140

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

上記の通りであったことを指摘、引續き行われたい旨仰
 南條の協定のことは、ドゴール首相によるブライデー政府の正
 統性を認め、経済、及び条件イカアウ金と以て購
 入した物資中略奪財産を返還を要求するものも
 あるべき事情にも鑑み、特に慎重に考慮する
 要旨のことは申入らざりました。

二六の大概あり、佛印関係のSCAPにも止る程

外務省

協定を管する、協定案にこの協定案として出頭
 求められたが、泰国内閣・協定文すら見ない
 時、外務省の意向は南條とかがねるとの理由に
 これを断り、不取扱泰国内閣協定文の copy 送付
 結果を回答するものと
 した。

三六の二の四 書者及び特許関係者の會議

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0142

大蔵省より送付紙の泰国内債協定の Final Draft 及び
 一昨(一)月 総務部宛提出した口を政府の公債「佛
 印及び泰国内債」のイカマの金地金の所有権は周
 才の件として基礎として、問題を検討した結果、次の
 ような結論に達した。
 四 前記 日印政府の公債布文才三項の趣旨を協定
 文中に押入たせようとする。將來の問題発生を所

外務省

止るべきである。
 即ち佛印側(佛国政府及び佛印銀行)より日本政府
 宛の "Acknowledgment of Delivery" 中に
 「佛国政府及び佛印銀行は、日本の佛印に対し有
 する債務中に本件金地金の支拂に用する取引に
 ついては、右引渡したものと最終的に決済せらるべし
 後新在在の由を提起するものはあることを確認

外務省

外務省

(註)

佛印關係協定も、奉天關係合と同一ように、金地金の
 S C A P 監理が解かれ、日本政府が之を管領し、P.F.
 政府より佛印側へ返還するといふ形式を取り、協定の
 構成は次より大なる弊は、ある。

- 一 日本政府より S C A P 宛受領確認文書。
- 二 右に同する米國領事館より證明文書。
- 三 佛印側(佛國政府及び佛印銀行)より日本政府宛
 受領確認文書。
- 四 右に同する米國領事館より證明文書。
- 五 佛印側より S C A P 宛受領確認文書。
- 六 右に同する米國領事館の證明文書。
- 七 附表(金地金の内訳明細)

外務省

する。

さう一項を認めさせるに、
 右要領を以て大蔵省に回答し、然るに、
 高裁を仰ぐ

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
POLICY & MANAGEMENT GROUP

CERTIFICATE

The difference of 0.3 grams in fine weight between the quantity of gold stipulated in SCAP memorandum for the Japanese Government, SCAPIN 7058-A, dated 9 January 1950, and that described in the "Agreements re Gold Transaction Concerning the Government of Japan, the Government of France, the Banque de l'Indochine, and the Supreme Commander for the Allied Powers" constitutes a melting loss incurred as the result of segregation of a single gold bar during SCAP custody of the gold.

The Japanese Government and the Bank of Japan are not in any way accountable for the melting loss, above cited. The specific 0.3 grams in fine weight of gold does not remain in custody of the Bank of Japan for the Banque de l'Indochine.

The melting loss was incurred as follows: (Ingot #17, Lot #78, Item #411)

	Gross weight Grams	Fine weight Grams
SCAP record -		
Segregated (delivery)	13,369.9	13,368.5
Segregated (withheld)	1,271.5	1,271.4
Segregation melting loss	0.3	0.3
	<u>14,641.7</u>	<u>14,640.2</u>
Bank of Japan record -		
	<u>14,641.7</u>	<u>14,640.2</u>

The quantity stated in the aforementioned SCAP memorandum to the Japanese Government as withheld from delivery is hereby confirmed as the correct figure.

KENNETH E. MAINE
Policy & Management Group

copy

添付
一、一九四九・一・二二附SCAPIN七〇七〇一A
「泰国防府に付するイヤマール金引渡しの用する件」
二、一九五〇・一・四締結の日泰間協定の Final Draft
三、昭和二三・一・二二附総司令部発日本政府公信
佛印及び泰国防府のイヤマール金地金の所有権
に因る件

泰国防府の用するものを見よ。 (五)の泰国防よりSCAP宛て文書に於ては、本件金地金に因連するSCAP側の一切の負担乃至責任を永久に解除する旨記しているが、(三)の日政府に付する文書に於ては、からる案が全く觸れられていない。

外務省

GE

RB'-0555

0145

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

RECAPITULATION

1. SCHEDULE A - GOLD BULLION - COVERED BY THIS RELEASE

LOCATION	LOT NO.	PAGE NO.	GROSS GRAM WGHT.	FINE GRAM WGHT.
TOKYO - B.J.	5320	1 to 4 inc.	1,875,493.3	1,872,484.9
OSAKA MINT	78	5 to 59 inc.	31,253,657.2	31,183,057.0
RELEASE TOTAL			33,129,150.5	33,055,541.9

2. SCHEDULE B

GOLD BULLION RETAINED IN SCAP CUSTODY	1,271.5	1,271.4
MELTING LOSS IN SEGREGATION	.3	.3
TOTALS	1,271.8	1,271.7

3. SCHED. A & B

SCHED. A - TOTAL	33,129,150.5	33,055,541.9
SCHED. B - TOTAL	1,271.8	1,271.7
TOTAL - SCHED. A AND B	33,130,422.3	33,056,813.6

4. TOTAL GOLD BULLION EARMARKED BY THE BANK OF JAPAN FOR THE BANK
DE L INDO-CHINE and IMPOUNDED IN THE CUSTODY OF THE SUPREME COMMANDER
FOR THE ALLIED POWERS

	33,130,422.3	33,056,813.6
--	--------------	--------------

SCHEDULE C

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 410.2 (9 JAN 50)CPC/FP
SCAPIN 7058-A

9 JAN 50

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Release of Earmarked Gold to the Government of France

1. The gold bullion which is listed below constitutes all of the gold bullion which was taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan and which previously was held by the Bank of Japan in special custody for the Banque de l'Indochine:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams	
	Gross	Fine
2282	33,130,422.0	33,056,813.6

2. The Japanese Government is directed to release to an authorized representative of the Government of France at a date to be determined by mutual agreement the portion of the gold bullion specified below which is held in safekeeping by the Custodian, United States Vaults, Bank of Japan, Tokyo, and the United States Vaults, Bank of Japan, Osaka Branch, Osaka:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams	
	Gross	Fine
2282 (also one (1) gold shaving)	33,129,150.5	33,055,541.9

3. The portion of the gold bullion listed below comprises gold brought into Japan from Japanese occupied areas, and will remain in custody:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams	
	Gross	Fine
1 (small)	1,271.5	1,271.4

4. The Japanese Government is directed to designate an authorized representative of the Japanese Government to effect release of the specified gold, paragraph 2 above, and to notify Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers of the name of the individual so designated within ten (10) days of receipt of this memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K. B. BUSH,
Brigadier General, AGD
Adjutant General.

RB'-0555

0146

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

SCHEDULE A

ITEMIZED LIST OF GOLD BULLION RELEASED BY THE SUPREME COMMANDER
FOR THE ALLIED POWERS TO THE JAPANESE GOVERNMENT FOR DELIVERY
TO THE FRENCH GOVERNMENT - - INCLUDES PAGES 1 TO 4 FOR LOT 5320
AND PAGES 5 TO 59 FOR LOT 78 --- 2282 BARS AND GOLD SHAVING
33129150 5 GROSS GRAMS 33055541 9 FINE GRAMS - - -

AT BANK OF JAPAN - TOKYO

GOLD ITEMIZED ON PAGES 1 TO 4 FOR LOT 5320 127 PIECES
1875493 3 GROSS GRAMS 1872484 9 FINE GRAMS EXACTLY DUPLI-
CATES GOLD LISTED ON AUTHORIZATION FOR RELEASE FORM NUMBER
000438

AT OSAKA MIIT - OSAKA

GOLD ITEMIZED ON PAGES 5 TO 59 FOR LOT 78-2155 PIECES AND
GOLD SHAVING 31253657 2 GROSS GRAMS 31183057 0 FINE
GRAMS EXACTLY DUPLICATES THAT LISTED ON AUTHORIZATION FOR
RELEASE FORM NUMBER 000435

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

SCHEDULE B

DISPOSITION OF BALANCE AS FOLLOWS:

	GROSS GRAM WGHT.	FINE GRAM WGHT.
1. WITHHELD AS LOOTED	1,271.53	1,271.4
2. MELTING LOSS IN SEGRE- GATION	.3	.3
3. TOTAL WITHHELD	1,271.83	1,271.7

ABOVE AMOUNT OF GOLD BULLION WITHHELD FROM DELIVERY BY
THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

SCHEDULE B

RB'-0555

0147

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Schedule C - Summary Total of Gold Bullion Earmarked by the Bank of Japan for the Bank of Thailand and Impounded by the Supreme Commander for the Allied Powers - (Schedule A plus Schedule B, above).

	<u>Gross gram weight</u>	<u>Fine gram weight</u>
1. Bank of Japan recorded total		
2. Weight variance between Bank of Japan recorded weight and actual weight as determined by the Supreme Commander for the Allied Powers.	8.5 (-)	8.4 (-)
3. Summary total of earmarked gold bullion impounded by the Supreme Commander for the Allied Powers.		

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 410.2 (9 Jan 50) CPC/FP
SCAPIN 7058-A

9 January 1950

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Release of Earmarked Gold to the Government of France

1. The gold bullion which is listed below constitutes all of the gold bullion which was taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan and which previously was held by the Bank of Japan in special custody for the Banque de l'Indochine:

<u>Total Number of Ingots</u>	<u>Total Weight in Grams</u>	
	<u>Gross</u>	<u>Fine</u>
2282	33,130,422.0	33,056,813.6

2. The Japanese Government is directed to release to an authorized representative of the Government of France at a date to be determined by mutual agreement the portion of the gold bullion specified below which is held in safekeeping by the Custodian, United States Vaults, Bank of Japan, Tokyo, and the United States Vaults, Bank of Japan, Osaka Branch, Osaka:

<u>Total Number of Ingots</u>	<u>Total Weight in Grams</u>	
	<u>Gross</u>	<u>Fine</u>
2282 (also one (1) gold shaving)	33,129,150.5	33,055,541.9

3. The portion of the gold bullion listed below comprises gold brought into Japan from Japanese occupied areas, and will remain in custody:

<u>Total Number of Ingots</u>	<u>Total Weight in Grams</u>	
	<u>Gross</u>	<u>Fine</u>
	1,271.5	1,271.4

4. The Japanese Government is directed to designate an authorized representative of the Japanese Government to effect release of the specified gold, paragraph 2 above, and to notify Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers of the name of the individual so designated within ten (10) days of receipt of this memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K. B. BUSH,
Brigadier General, AGD
Adjutant General.

Received: 12 Jan 3.10 p.m.
Shukan : RAP
Copy : D of L. D of P.
LCO. LLO. MA
CG. PE. TL.

RB'-0555

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Schedule A - Itemized List of Gold Bullion Released by the
Supreme Commander for the Allied Powers to the
Government of Japan for Delivery to the Government
of Thailand.

(Insert itemized listing)

Schedule B - Itemized List of Gold Bullion Retained in Custody
by the Supreme Commander for the Allied Powers.

(Insert itemized listing)

RB'-0555

0149

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

THE GOVERNMENT OF THAILAND
BY _____ (SEAL)
(Name)

(Title)

THE BANK OF THAILAND

BY _____
(Name)

(Title)

- 10 -

JAPAN)
CITY OF TOKYO (SS:
AMERICAN CONSULAR SERVICE)

I, _____ of the United States of America
at Tokyo, Japan, duly commissioned and qualified, do hereby certify
that on this ___th day of _____, 1949, before me personally
appeared _____ and _____, authoriz-
ed representatives of the Government of Thailand and the Bank of
Thailand, respectively, who are known to me to be such repre-
sentatives and to be the identical persons who are described in,
whose names are subscribed to, and who signed and executed the
foregoing instrument titled "Acknowledgment of Delivery and
Release - Government of Thailand and the Bank of Thailand to the
Supreme Commander for the Allied Powers" for and on behalf of the
Government of ^{Thailand} France and the Banque ^{de} ~~de~~ ^{de} l'Indochine, and I, first
having made known to them the contents thereof, they personally
acknowledged to me that they signed, sealed, and executed the same,
on the date it bears, as their true, free and voluntary act and
deed, for and on behalf of the Government of Thailand and the
Bank of Thailand, for the uses, purposes and considerations therein
set forth.

In witness whereof I have hereunto set my hand and official
seal the day and year last above written.

(SEAL)

of the
United States
of America

- 11 -

RB'-0555

0150

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

SECTION IIII

ACKNOWLEDGMENT OF DELIVERY AND RELEASE-GOVERNMENT OF THAILAND AND THE BANK OF THAILAND TO THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

The Government of Thailand and the Bank of Thailand by their duly authorized representatives hereby certify that they have received from the Government of Japan, this date, possession, custody, control and delivery (and assume all risks incident thereto) of the gold bullion heretofore earmarked by the Bank of Japan for the Bank of Thailand, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which is hereby made a part of and incorporated in this Acknowledgment of Delivery and Release.

The Government of Thailand and the Bank of Thailand further certify and acknowledge that the total sum of gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the gold bullion previously earmarked and held by the Bank of Japan in special custody for the Bank of Thailand and taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan.

For valuable consideration the Government of Thailand and the Bank of Thailand hereby remise, release and forever discharge the Supreme Commander for the Allied Powers, his heirs, executors, administrators, successors, and assigns, of and from all manner of actions and causes of actions, suits, debts, dues, accounts, bonds, covenants, contracts, agreements, judgments, claims and demands whatsoever in law or equity, which the Government of Thailand or any of its agencies, departments, units, officials, or nationals, or all of them ever had, now have or which their

- 8 -

heirs, executors, administrators, successors or assigns, or any of them, hereafter can, shall or may have against the Supreme Commander for the Allied Powers, his heirs, executors, administrators, successors and assigns, for or by reason of any cause, matter or thing whatsoever to the date of these presents, in relation to the gold bullion hereby returned and receipted for by this Acknowledgment of Delivery and Release as well as all gold bullion listed in Schedule B, detailed hereinbelow.

In executing this instrument the Government of Thailand and/or the Bank of Thailand waive all right, title and interest of both, or either of them, in and to the specific gold bullion covered by and included in Schedule B, detailed hereinbelow, which has been determined by the Supreme Commander for the Allied Powers to have been looted by Japanese armed forces and which, therefore, has not been released from custody of the Supreme Commander for the Allied Powers and, in consequence thereof, has not been delivered to the Government of Thailand and/or the Bank of Thailand on this date; however, the Government of Thailand and/or the Bank of Thailand does not waive or release its right against the Government of Japan and/or the Bank of Japan to a settlement in gold of equal fine weight or to a financial or commercial settlement equivalent in value to the gold bullion listed in said Schedule B.

IN WITNESS WHEREOF, the Government of Thailand and the Bank of Thailand through their duly authorized representatives have signed, sealed, and executed this Acknowledgment of Delivery and Release in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this ___th day of _____, 1949.

- 9 -

RB'-0555

0151

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Thailand does not waive or release its right against the Government of Japan and/or the Bank of Japan to settlement in gold or equal fine weight or to a financial or commercial settlement equivalent in value to the gold bullion listed in said Schedule B.

IN WITNESS WHEREOF, the Government of Thailand and the Bank of Thailand through their duly authorized representatives have signed, sealed, and executed this Acknowledgment of Delivery in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this ____th day of _____, 1949.

THE GOVERNMENT OF THAILAND
BY _____ (SEAL)
(Name)

(Title)

THE BANK OF THAILAND
BY _____
(Name)

(Title)

- 6 -

JAPAN)
CITY OF TOKYO (SS:
AMERICAN CONSULAR SERVICE)

I, _____, _____ of the United States of America at Tokyo, Japan, duly commissioned and qualified, do hereby certify that on this ____th day of _____, 1949. Before me personally appeared _____ and _____, authorized representatives of the Government of Thailand and the Bank of Thailand, respectively, who are known to me to be such representatives and to be the identical persons who are described in, whose names are subscribed to, and who signed and executed the foregoing instrument titled "Acknowledgment of Delivery - Government of Thailand and the Bank of Thailand to the Government of Japan" for and on behalf of the Government of Thailand and the Bank of Thailand, and I, first having made known to them the contents thereof, they personally acknowledged to me that they signed, sealed, and executed the same, on the date it bears, as their true, free and voluntary act and deed, for and on behalf of the Government of Thailand and the Bank of Thailand, for the uses, purposes and considerations therein set forth.

In witness whereof I have hereunto set my hand and official seal the day and year last above written.

(SEAL)

of the United
States of America

- 7 -

RB'-0555

0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

JAPAN)
CITY OF TOKYO (SS:
AMERICAN CONSULAR SERVICE)

I, _____ of the United States of America at Tokyo, Japan, duly commissioned and qualified, do hereby certify that on this ___th day of _____, 1949, before me personally appeared _____, an authorized representative of the Government of Japan, who is known to me to be such a representative and to be the identical person who is described in, whose name is subscribed to, and who signed and executed the foregoing instrument titled "Receipt and Certification - Government of Japan to the Supreme Commander for the Allied Powers" for and on behalf of the Government of Japan, and I, having first made known to him the contents thereof, he personally acknowledged to me that he signed, sealed and executed the same, on the date it bears, as his true, free and voluntary act and deed, for and on behalf of the Government of Japan, for the uses, purposes and considerations therein set forth.

In witness whereof I have hereunto set my hand and official seal the day and year last above written.

_____(SEAL)

of the United States
of America

- 4 -

SECTION II

ACKNOWLEDGMENT OF DELIVERY - GOVERNMENT OF THAILAND
AND THE BANK OF THAILAND TO GOVERNMENT OF JAPAN

The Government of Thailand and the Bank of Thailand by their duly authorized representatives hereby certify that they have received from the Government of Japan, this date, possession, custody, control and delivery (and assume all risks incident thereto) of the gold bullion heretofore earmarked by the Bank of Japan for the Bank of Thailand, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which is hereby made a part of and incorporated in this Acknowledgment of Delivery.

The Government of Thailand and the Bank of Thailand further certify and acknowledge that the total sum of gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the gold bullion previously earmarked and held by the Bank of Japan in special custody for the Bank of Thailand ^{and} taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan.

In executing this instrument the Government of Thailand and the Bank of Thailand waive all right, title and interest of both, or either of them, in and to the specific gold bullion covered by and included in Schedule B, detailed hereinbelow, which has been determined by the Supreme Commander for the Allied Powers to have been looted by Japanese armed forces and which, therefore, has not been released from custody of the Supreme Commander for the Allied Powers and, in consequence thereof, has not been delivered to the Government of Thailand and/or the Bank of Thailand on this date; however, the Government of Thailand and/or the Bank of

- 5 -

RB'-0555

0153

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

INDEX

	<u>PAGE</u>
SECTION I	
Receipt and Certification - Government of Japan to the Supreme Commander for the Allied Powers	2
Acknowledgment (Section I)	4
SECTION II	
Acknowledgment of Delivery - Government of Thailand and the Bank of Thailand to the Government of Japan	5
Acknowledgment (Section II)	7
SECTION III	
Acknowledgment of Delivery and Release - Government of Thailand and the Bank of Thailand to the Supreme Commander for the Allied Powers	8
Acknowledgment (Section III)	11
THREE (3) INCLOSURES	
Schedule A	A through A-68
Schedule B	B through B- 2
Schedule C C

SECTION I

RECEIPT AND CERTIFICATION - GOVERNMENT OF JAPAN
TO THE SUPREME COMMANDER FOR THE
ALLIED POWERS

The Government of Japan, by its duly authorized representative, hereby certifies that it has received from the Supreme Commander for the Allied Powers, this date, delivery of certain items of gold bullion earmarked by the Bank of Japan for the Bank of Thailand, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which hereby is made a part of and incorporated in this Receipt and Certification.

The Government of Japan further certifies that the total gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the earmarked gold bullion which was taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan and which previously was held by the Bank of Japan in special custody for the Bank of Thailand.

IN WITNESS WHEREOF, the Government of Japan through a duly authorized representative has signed, sealed, and executed this Receipt and Certification in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this _____th day of _____, 1949.

THE GOVERNMENT OF JAPAN

BY _____ (SEAL)

(Title)

RB'-0555

0154

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

71
32

Final Draft

AGREEMENTS re Gold Transaction Involving the Government of Thailand, the Bank of Thailand, the Government of Japan and the Supreme Commander for the Allied Powers.

8

昭和二十三年十二月二十一日

日本政府

連合國總司令部 殿

佛印及び泰内關係のイヤマク金地金の所有権に關する件

一、貴司令部の財政課より照会のあつた佛印及び泰内關係のイヤマク金地金の所有権に關する日本政府の見解は別紙の通りである。
二、本件金地金を佛印及び泰内に引渡す場合は、我國の佛印及び泰内關係に對して有する債務中本件金地金の引渡に關する取引については、右引渡をもつて最終的に決済せらる。且後新なる問題を提起せられることをいふものと了解したい。

RB'-0555

0155

(甲) 浦船料関係
 浦船料の支拂方法に關しては一九四二年六月十五日日佛海軍代表者間において、調印された「佛國船徴用に關する基礎協定」第八條に基いて、一九四二年六月二十四日左の如く協定された。
 「敷用船舶に對する使用料は當分の間左の方法をもつて支拂はるるものとす。三分の一は正貨をもつて日本銀行佛國政府勸定口座に、三分の二は自由円をもつて印度支那銀行佛國政府勸定口座によつて、この關係の金は「イマムク」されたのであるが、その實際の手續は浦船料は一應檳榔正金銀行に於ける印度支那銀行の自由円勘定に控込まれ、印度支那銀行佛國政府勸定口座に繰替はるることとなつたので、自由円勘定残高は新特別円勘定に繰替はられた。従つて浦船料に關する金は「イマムク」され、別円勘定に繰替はると同時に、この特別円勘定より相当円貨額が控除された。

(イ) マムクされた金の性格に關する規定
 一九四三年一月二十日佛國政府に協定された「日本印度支那間決済の様式」に關する交換公文附屬了辦事項「第十項」は次の如く規定してゐる。
 「一九四三年一月一日に於いて現に印度支那銀行が日本において所有する金は、その輸出し得る性質を保有すべし。即ち右金は自由輸出に得る性質を保有すべし。輸出し得らるるまでは印度支那銀行のため日本國內に保留し得らるるものは、日本國政府は、且つ日本國外への輸出が可能な限り、與うべし。」
 (ロ) 右「了辦事項」第六項は印度支那銀行一般勘定残高決済關係「イマムク」第十項につき、その末尾において次の如く規定してゐる。
 「右金は第十項に定むる條件により輸出し得べき金たる性質を有すべし。」
 (三) 一九四三年三月二十日「横浜正金銀行印度支那銀行間第三協定」附屬了辦事項「一月一日に於いて規定してゐる。印度支那銀行の名稱において日本に保管せられ、且つ同行の所有に係る輸出し得べき金、一、九四二年十二月三十一日以前に行のおける一般勘定の超過貸方残高に對し、印度支那銀行が受取るべき金並びに一般勘定の超過貸方残高に對し、日本國政府による佛國商船徴用に關する基礎協定に基き、

として特定量目の金を保管する旨記載された保管証を量目表を副えて交付する。
 横正金銀行は右保管証及び量目表の字を印度支那銀行に送付する。
 註、佛印關係イヤマク金は總て印度支那銀行のためにイヤマクされたものである。
 兵結論
 佛印關係イヤマク金塊については、上述せる如く、その基礎となつて協定の文言、それが実行としてイヤマクが爲されたと解すべし。及びイヤマクの手続關係から見て、この金塊の所有権が印度支那銀行に移轉してゐないとする論拠はこれを発見することはできない。

佛印關係イヤマク金現在高		イヤマク現在高	
1 軍費關係	一、八四〇、〇七三・二	三、七四四、九六九・九	「金拂」
a 一九四一年八月以降分算費協定に基くもの	三、七四四、九六九・九		
b 一九四一年下半年期臨時追加軍費協定に基くもの	四、六五五、九〇九・二		推定「金拂」
o 一九四二年上半期海軍臨時追加軍費協定に基くもの	一、三二五、三六九・四		推定「金拂」
a 一九四二年上半期軍費協定に基くもの	三、三三〇、五三九・七		「金拂」
2 ヨム輸入代金關係	一、九〇五、〇二二・二		推定「金拂」
3 印度支那銀行一般劃定残高決済關係	四、八七〇、〇一三・七		「金をもつて決済すべし」
4 附船料關係	四、三九七、〇三・五		「正貨をもつて拂込むものとす」



(一) 右の三つである。
 (1) 右の三つである。
 (2) 右の三つである。
 (3) 右の三つである。

(二) この関係の金イヤマの根拠は、
 (1) 一九四一年八月二十六日
 (2) 一九四一年十二月六日
 (3) 一九四一年八月一日

(三) 右の三つである。
 (1) 一九四一年八月二十六日
 (2) 一九四一年十二月六日
 (3) 一九四一年八月一日

(四) 右の三つである。
 (1) 一九四一年八月二十六日
 (2) 一九四一年十二月六日
 (3) 一九四一年八月一日

(五) 右の三つである。
 (1) 一九四一年八月二十六日
 (2) 一九四一年十二月六日
 (3) 一九四一年八月一日

三 金イヤマの根拠規定
 (一) 金イヤマの根拠規定
 (二) 金イヤマの根拠規定
 (三) 金イヤマの根拠規定
 (四) 金イヤマの根拠規定
 (五) 金イヤマの根拠規定
 (六) 金イヤマの根拠規定
 (七) 金イヤマの根拠規定
 (八) 金イヤマの根拠規定
 (九) 金イヤマの根拠規定
 (十) 金イヤマの根拠規定
 (十一) 金イヤマの根拠規定
 (十二) 金イヤマの根拠規定
 (十三) 金イヤマの根拠規定
 (十四) 金イヤマの根拠規定
 (十五) 金イヤマの根拠規定
 (十六) 金イヤマの根拠規定
 (十七) 金イヤマの根拠規定
 (十八) 金イヤマの根拠規定
 (十九) 金イヤマの根拠規定
 (二十) 金イヤマの根拠規定
 (二十一) 金イヤマの根拠規定
 (二十二) 金イヤマの根拠規定
 (二十三) 金イヤマの根拠規定
 (二十四) 金イヤマの根拠規定
 (二十五) 金イヤマの根拠規定
 (二十六) 金イヤマの根拠規定
 (二十七) 金イヤマの根拠規定
 (二十八) 金イヤマの根拠規定
 (二十九) 金イヤマの根拠規定
 (三十) 金イヤマの根拠規定
 (三十一) 金イヤマの根拠規定
 (三十二) 金イヤマの根拠規定
 (三十三) 金イヤマの根拠規定
 (三十四) 金イヤマの根拠規定
 (三十五) 金イヤマの根拠規定
 (三十六) 金イヤマの根拠規定
 (三十七) 金イヤマの根拠規定
 (三十八) 金イヤマの根拠規定
 (三十九) 金イヤマの根拠規定
 (四十) 金イヤマの根拠規定
 (四十一) 金イヤマの根拠規定
 (四十二) 金イヤマの根拠規定
 (四十三) 金イヤマの根拠規定
 (四十四) 金イヤマの根拠規定
 (四十五) 金イヤマの根拠規定
 (四十六) 金イヤマの根拠規定
 (四十七) 金イヤマの根拠規定
 (四十八) 金イヤマの根拠規定
 (四十九) 金イヤマの根拠規定
 (五十) 金イヤマの根拠規定
 (五十一) 金イヤマの根拠規定
 (五十二) 金イヤマの根拠規定
 (五十三) 金イヤマの根拠規定
 (五十四) 金イヤマの根拠規定
 (五十五) 金イヤマの根拠規定
 (五十六) 金イヤマの根拠規定
 (五十七) 金イヤマの根拠規定
 (五十八) 金イヤマの根拠規定
 (五十九) 金イヤマの根拠規定
 (六十) 金イヤマの根拠規定
 (六十一) 金イヤマの根拠規定
 (六十二) 金イヤマの根拠規定
 (六十三) 金イヤマの根拠規定
 (六十四) 金イヤマの根拠規定
 (六十五) 金イヤマの根拠規定
 (六十六) 金イヤマの根拠規定
 (六十七) 金イヤマの根拠規定
 (六十八) 金イヤマの根拠規定
 (六十九) 金イヤマの根拠規定
 (七十) 金イヤマの根拠規定
 (七十一) 金イヤマの根拠規定
 (七十二) 金イヤマの根拠規定
 (七十三) 金イヤマの根拠規定
 (七十四) 金イヤマの根拠規定
 (七十五) 金イヤマの根拠規定
 (七十六) 金イヤマの根拠規定
 (七十七) 金イヤマの根拠規定
 (七十八) 金イヤマの根拠規定
 (七十九) 金イヤマの根拠規定
 (八十) 金イヤマの根拠規定
 (八十一) 金イヤマの根拠規定
 (八十二) 金イヤマの根拠規定
 (八十三) 金イヤマの根拠規定
 (八十四) 金イヤマの根拠規定
 (八十五) 金イヤマの根拠規定
 (八十六) 金イヤマの根拠規定
 (八十七) 金イヤマの根拠規定
 (八十八) 金イヤマの根拠規定
 (八十九) 金イヤマの根拠規定
 (九十) 金イヤマの根拠規定
 (九十一) 金イヤマの根拠規定
 (九十二) 金イヤマの根拠規定
 (九十三) 金イヤマの根拠規定
 (九十四) 金イヤマの根拠規定
 (九十五) 金イヤマの根拠規定
 (九十六) 金イヤマの根拠規定
 (九十七) 金イヤマの根拠規定
 (九十八) 金イヤマの根拠規定
 (九十九) 金イヤマの根拠規定
 (一百) 金イヤマの根拠規定

RB'-0555

0162

金イヤーマークの根據規定

(一) 軍費関係について

この関係の金イヤーマークは次の四つの日佛政府間協定を基礎としてお

り、(1)一九四一年七月二十八日第二次(一九四一年八月以降分)軍費協定

(2)一九四一年十二月九日第三次(一九四一年下半年期臨時追加分)軍費

協定

(3)一九四二年五月 日海軍側別途(一九四二年上半年期臨時追加分)軍

費協定

(4)一九四二年四月五日(一九四二年上半年期)軍費協定

右諸協定の協定文の全部は目下不明であるが(1)及び(4)の協定に

おいては「債務の一部を金をもつて支拂ふ」ことを規定してあるから(2)及び

(3)の協定においても同様の文言をもつて規定してあるものと推定される。

(二) 輸入ゴム代金関係

ゴムの輸入及びその代金の決済方法については、一九四一年五月七日(日本國

印度支那同國稅制度貿易及びその決済の標式に關する日佛政府間協定」第三條の「特に例外を定めたる産品を除き……」の規定に基き、ゴムはこの例外産品として右協定所屬丙表追加カニ号においてその輸入数量及びその代金決済方法が規定され、一九四一年分として一五、〇〇〇トンを輸入し、その代金決済は米拂支拂と定められたが、その決済方法は漸次変更された。

ゴム代金に付き金決済とされたのは一九四一年九月以降約一年間の輸入代金に於てであるが、この金決済に關する協定文は現在を以て不明であるが、一九四一年十月における現地から東京への正金電報によれば「印度支那銀行のため日本において金をイヤマールとする」と定められてゐる。併しこれは正金電報であるから協定文に「イヤマール」と云ふ文言を用ひてゐるとする根據は必ずしもなからぬやうに思はれる。むしろ公文書としては「米拂支拂」と同様「金拂」と定められてゐるものと推定される。

(三) 印度支那銀行一般勘定残高決済關係
この關係における金のイヤマールは一九四三年一月二十日日佛政府間

「日本國印度支那同決済の標式に關する交換公文」の同日附「附屬了解事項」第六項の次の如き規定に基いたものである。
「一九四一年五月六日の日本國印度支那同國稅制度貿易及びその決済の様式に關する日佛協定が右協定の適用により、一九四三年一月一日まゝ金または金に兌換し得る外貨をもつて決済せらるべかりし円貨額即ち一九四二年十二月三十一日に決済せられたる右協定の規定する甲勘定及び丙勘定の差額のうち五百円以下を起ゆる分は一九四三年一月一日以降金をもつてこれを決済すべし。右金は第十項に定むる條件により輸出し得べき金たる性質を有すべし」

(四) 備船料關係

備船料の支拂方法に關しては一九四二年六月十五日日佛海軍代表者間にて調印された「佛國船徴用に關する基礎協定」第八條に基いて、一九四三年六月二十四日の如く協定された。
「徴用船舶に対する使用料は右の方法をもつて支拂はるるものとす。三分の一は正貨をもつて日本銀行佛國政府勘定口座に、三分の二は

自由印を以て印度支那銀行横濱支店佛印政府勸定口座に拂込む
そのとす

この協定によつて、この關係の金はイヤマークされたのであるが、その実
際の手続は備船料は一應横濱正金銀行における印度支那銀行の自
由印勸定に拂込まれ、印度支那銀行横濱正金銀行向沖三協定に基
く新特別印勸定開設に伴つて自由印勸定が因鎖されることになつたので
自由印勸定残高は新特別印勸定に振替へられた。従つて備船料に關
する金はイヤマークすると同時に、この特別印勸定より相当印貨額が
控除された。

三、イヤマークされた金の性格に關する規定

(一) 一九四三年一月二十日佛政府向と協定された「日本印印度支那間決済の
様式に關する交換公文所屬了解事項」第十項は次の如く規定して
いる。

「一九四三年一月一日迄に現に印度支那銀行が日本國において所有する

金は其の輸出し得る金たるの性質を保有すべし。即ち右金は自由にこ
れを日本國外に輸出し得べく、その輸出し得らるるまでは印度支那銀
行のため日本國內に保留(「イヤマーク」せらるるべく、且つ日本國外への輸
出が可能となりたる時は日本印政府は其の輸出に必要な一切の許可を與
ふべし」

(二) 右「了解事項」第十項は印度支那銀行一般勸定残高決済關係イヤ
マーク金につきその末尾において次の如く規定してゐる。

「右金は第十項に定むる條件により輸出し得べき金たる性質を有すべ
し」

(三) 一九四三年三月二十日「横濱正金銀行印度支那銀行間沖三協定所屬了解
事項」は次の如く規定してゐる。

「一九四三年一月一日において印度支那銀行の名において日本に保管せられ
且同行の所有に係る輸出し得べき金、一九四三年十二月三十一日における一
般勸定の超過貸付残高に對し印度支那銀行が受取るべき金並に
一九四三年六月十五日の日本印政府による佛印商船徴用に關する

基礎協定に基き一九四二年十二月三十一日まで支拂ゆるべき金額の三分の一を金決済により獲得すべき金に關しては現狀においては未だ協議の時期に到達せざるも事情にして許すに至らば両銀行は直ちに前記了解事項の第十項の規定に基き右輸出し得べき金の引渡方法に關し協議するものとす

(四) 印度支那銀行協定において日銀が保管する金塊に關しその性質に關し横濱正金銀行は印度支那銀行の要請に基き大藏省の了解を取付け次の如き趣の書翰を送付している。

「引渡(註、この場合日銀保管と同時に引渡が行はれたものと解してゐる模様である)後は印度支那銀行西貢支店の費用と危険に關して輸送せらるるものとす」

四 金イママークの手續について

金イママークは概收次の如き手續によつてゐる。
(一) 印度支那銀行は横濱正金銀行に対し金イママークを要請する。

(二) 横濱正金銀行は政府に対し代金等の決済のため印度支那銀行のたにイママークすべし金の拂下方を申請する。

(三) 右許可があれば横濱正金銀行は日本銀行(この場合の日本銀行は金資金特別会計の事務代行者としての日本銀行である)に対し金拂下方実行の申請をする。

(四) 日本銀行は右申請を要領するとともに他方政府から横濱正金銀行に対する拂下の指示を受けるとともに正金銀行に対し代金の納付方を要請する。

(五) 正金銀行は代金を納付し領收証(正金証)を要領する。
正金銀行は代金納付とともに金イママークによつて決済さるべき代金等が印度支那銀行協定に貸記されてゐるとは、この協定を借記する。

(六) 日本銀行(金資金特別会計の事務代行者)は(四)の領收証の交付とともに金拂下の記帳をする。この場合金拂下の相手方は横濱正金銀行である。

(七) 横浜正金銀行は右によつて拂下を受けた金を印度支那銀行のために保管す日本銀行へ依頼する。

(八) 日本銀行は特定の場所と特定量目の特定の金塊を印度支那銀行分として保管し、他方横浜正金銀行に対し印度支那銀行分として特定量目の金を保管する旨記載された保管証を量目表を副へて交付する。

(九) 横浜正金銀行は右保管証及び量目表の寫を印度支那銀行に送付する。

註、佛印關係イヤマーク金は總て印度支那銀行のためにイヤマークされたものである。

五、結論

佛印關係イヤマーク金塊については、上述せる如く、その基礎となつてゐる協定の文言がそれが実行としてイヤマークが爲されたと解すべからざる。イヤマークの手続關係から見てこの金塊の所有權が印度支那銀行に移轉してゐないとする論據はこれを発見することはできない。

佛印関係イヤマーク金現在高

原因別	イヤマーク 現在高	摘要
米軍費関係	一、八四〇、〇七三・二	「金拂」
a. 一九四一年八月以降分 軍費協定に基くもの 軍費協定に基くもの b. 一九四一年下半期臨時追加 軍費協定に基くもの c. 一九四二年上半期海軍側 臨時追加軍費協定に基く もの d. 一九四二年上半期軍費 協定に基くもの	三、七四四、九六九・九 四、六五五、九〇九・二 一、三三七、五六九・四 三、三〇一、六二四・七	「金拂」 「推定」金拂」 「推定」金拂」
米ゴム輸入代金関係	一、二九〇七、〇二三・二	「金拂」
3. 印度支那銀行一般 勘定残高決済関係	七、八七〇、〇一三・七	「金を以て決済すべし」
4. 備船料関係	四、三九、七〇三・五	「正貨を以て拂入すべし」
計	三三、〇五六、八一五・六	

註(1) 佛印関係イヤマーク金について現送したものはない。
 (2) 摘要欄の「」は金イヤマークの根據たる協定に用いられてる
 3文字句である。



次官

政務局長

総務局長

経済局長

協約局長

参事局長

調査局長

特許局長

総務局長

調査局長

管理局長 (署名)

佛印南佛イヤマク金の引渡しに關する件

二五二一一九

管理局總務課長

本件に關しては、異議に高裁を得ず、外務省として

協定案に將來の困難を防止する目的を以て

特に一項を追加挿入することを希望する旨、大藏

省に申入つて置いたが、一七日大藏省係官来物し

外務省

この語は「ヤマク」大藏省に於いては在外務省立案の通り

案文を作成して(別添英文草案の個所参照)C.D.

C. Mr. Blake (Foreign Property Division's Director)

と交渉して Mr. Blake

(A) 協定草案については既に概ね準備が完了している

こと

(B) 泰国内に於いては新に加入するものは特別に

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0171

重大な知意が、そのものと認解する事と

(イ) ウィン政府の正統性云々の内題は、あるが、条件に

つては、佛印側が有するイヤマーク金、預かり証

を協定締結と同時に日本側は回収する事と云

つて居るが、将来内題が発生するとは考えらる

こと

(ウ) イヤマーク金を以て購入した物資が、略奪財産として

外務省

返還を要求する事と云う事があるが、もしねと、特念に

つては、石黒特財部長との話し合いによります

該当の立証(返還)を要求するに、元々がイヤマーク

金による購入物資なりや否やの立証)が困難

な事情にあり、新に一項を入れた事も、実際の

効果は期待してないこと

第9諸大を擧げ、反対している、甚し外務省が納

外務省

得し、其の旨は、係官を自らの許に専断せしむべきに
と云ふこといふ趣である。

二、これらについては、当事者（及び特許）係官と協議し、

左、ラインの大蔵省側に回答して置いた。

（イ）イマール金引は、これは、当所から大蔵省が、

特許と、衝突はあり得る。今更、外務省が

出さざるを得ないこと、

外務省

（四）外務省としては、万一の場合を慮り、念のため

一攻追加を希望したこともあり、故に全部側

が、かく言う以上、特に固執するものではない

こと。

（三）Mr. Blakeyの全横の答については、特許のとり、

大蔵省側における記録に残して置かざるべき、

（二）島根素因令の内閣、際、事所に外務省に

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555



司令部側
の保証と
ライカール
の子果林に
行きたるに
X

相違は未だ不明である。

三、本十の、大蔵省伊原理財局長より高野宛

電話あり、大蔵省としても外務省系には賛

成があるが、総司令部側とは協定案について

既ルワシントン締結取付済のこともあり、

「インク」氏の将来問題にどうなるかは云々とい

二、陸軍省の撤回するものもいふと、海軍省
と我々の小下りの、重宝の二、海軍省

外務省

おへん回答して置いた。
わが国と関係があるけれど

右御参考まで。

尚、佛印分に關する外海。the Memorandum
は九日附を以て送せられた

(別添)

外務省



AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

Tokyo, 8 novembre, 1952.
(平秘海防 支物後 9/1A/104)

No. 257/AE

L'Ambassade de France présente ses compliments au
Ministère des Affaires Etrangères et a l'honneur de lui
rappeler que le Gouvernement français, subrogé aux droits de
la Banque de l'Indochine, possède une créance commerciale de

Yen: 1.315.275.818 18位
et US\$/ 479.651,12 477Rw

dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Les sommes envisagées ont été vérifiées et trouvées
exactes au cours de conversations officieuses tenues entre
le Ministère Japonais des Finances, d'une part, et le
Conseiller Commercial de cette Ambassade, assisté de
M. GANNAY, Directeur Général de la Banque de l'Indochine,
d'autre part.

Une importance particulière s'attacherait à ce que
fussent connues les intentions du Gouvernement Japonais
en vue de l'apurement de ce compte et du règlement de la
double créance qu'il fait apparaître au profit du Gouvernement
français.

Tokyo, le 8 novembre, 1952

Au Ministère Japonais des
Affaires Etrangères,
Tokyo.

①

經六第六二号
昭和二十八年二月五日
在外活動関係閉鎖機関
特殊清算事務所清算人 殿
外務省 經濟局長
横浜正金銀行解散当時のインドシナ銀行取引
債権に関する債権申立書送付の件
今般在本邦フランス大使館より、一月二十六日付口上書 No 257/AE
をもつて、横浜正金銀行解散当時インドシナ銀行が有していた取
引債権に関する債権申立書を提出してきたので、同口上書写及び
債権申立書を別添送付する。

外務省

別紙添付

RB'-0555

0175

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

Tokyo, le 26 janvier 1953

N° 40 A/E

L'Ambassade de France au Japon présente ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et a l'honneur de lui adresser ci-joint, trois exemplaires d'une demande de paiement relative à deux créances de Yen: 1,315,275,818.03 et US\$ 479,651.19 dont le Gouvernement Français désire obtenir le règlement dans la liquidation de la YOKOHAMA SPECIE BANK.

Ces documents doivent être annexes à la Note Verbale de cette Ambassade en date du 23 Octobre au sujet de la même affaire.

Signed

MINISTERE DES AFFAIRES
ETRANGERES
Tokyo

經六第四〇号

口 上 書

外務省は、在本邦フランス大使館に敬意を表するとともに、同大使館の一月二十六日付口上書 *N°40 A/E* を受領し、同口上書に添付された債権申立書を在外活動閉鎖機関特殊清算事務所に送付したことを通報する光栄を有する。

昭和二十八年二月十三日

外
務
省

RB'-0555

0175

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

仏印三国との賠償交渉に関する大蔵省の照会
事項に対する見解

五三、六、二四
条 三

一 仏国とラオス、カンボチ及びヴェトナム諸国（以下仏印三国
という）との関係如何（仏国は完全に求償権を放棄したもので
あるか）。

答 一九五〇年二月二日仏大統領により公布された『フランス
共和国とその連合国との関係を規定する法律』によつて正
式に憲法上の承認が与えられたフランスと仏印三国との間
の諸協定によれば、フランスは三国の独立国家たることを
承認し、その他例えば交趾支那地域のヴェトナムへの編入
を承認する等の措置がとられている。又前記法律によつて
承認された一九四九年三月八日の仏ヴェトナム協定二項の
「外交問題」に規定された原則によると、ヴェトナムは、

外務省

28
6
条 24

外交問題に關しては交渉を行う場合に事前にフランスに案
件を提出して Haut Conseil の審査を受け、さらに交渉に際
してはフランス外交機関と連絡を保たなくてはならない。
四 フランスは三国の独立国家たることを承認しているので、
いかなる意味においても仏印地域がフランスの領土である
と主張することはできない。故に、平和条約第十四条(1)
の規定に基いて対日賠償請求をなし得る国は仏印三国だけ
であつて、フランスはこのような權利を一切有しない。
但し、第十四条(2)はフランスにも通用がある。
五 わが国が、平和条約第十四条(1)によつて、沈船引揚等の
義務を負つている相手国は、仏印三国であつて、フランスで
はない。わが国は、平和条約による義務を仏印三国に対し
て果せば充分であり、フランスが自己のために第十四条(1)
を援用することを認めるとはできない。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0177

「賠償請求権をヴェトナムが引継いだ根拠如何。
答 ヴェトナムは、平和条約第十四条(ロ)によつて、同項に規定する権利を有する。
これは賠償権の承継を認めるとか認めないとかいふことと無関係である。

外務省

「仏国より仏印三国への賠償権の承継を認めることは英国とマレ
ー連邦との関係に波及しないか。
答 波及するといふことはあり得ない。わが国が仏印三国に対して賠償を行うのは、平和条約第十四条(ロ)の規定に基く義務を履行するといふ単純な理由によるものである。英国は「現在の領域が日本軍隊によつて占領され、且つ、日本によつて損害を与えられた連合国」に外ならず、従つて第十四条(ロ)による賠償請求権を有する。英国は、香港、シンガポールを日本軍隊によつて占領され、且つ、損害を与えられたからである。
「ヴェイシー政権に対する外務省の公式見解如何
答 外務省はこの問題について公式の見解を発表したことはないが、純法律的には次の如く解すべきものである。
一九四〇年六月、国内法上合法的に成立したヴェイシー政府

外務省

RB'-0555

0178

は、爾後フランスを代表する法律上の政府であつたが、同政府は、一九四四年八月南独に移転し、実質的支配力を全く失つたので、その時からフランスを代表する権能を喪失したと解せられる。スイス、スエーデン等の中立国の外交代表が一九四〇年六月より一九四四年八月までベタン元帥にアツクレチテされていたのも右の解釈に従つたからである。なお、ソ連、米國も、それぞれ一九四一年、一九四二年までベタン政府と外交関係を維持していた。

外務省

戦争の始期は次のいずれにとるべきか。その根拠（法律的、政策的）如何。

(a) 北部仏印進駐（四〇年九月二十三日）

(b) 第二次大戦開始（四一年十二月八日）

(c) ド・ゴール政権のバリ回復（四四年八月）

答) 法律的には四十四年八月とすべきであろう、しかしながら四一年十二月八日とすることも法律的に不可能ではなからう、すなわち四一年十二月十日ド・ゴールは英國とともに対日宣戦を行い、その後数次に亘つて十二月八日以来日本と戦争状態にある旨を声明していること、或いは桑港条約第十五条の返還規程等がフランスについても十二月八日以来日本と戦争状態に入つたことを当然の論理的前提とするが如きものであること等により、フランス側がこれに同意する場合にはこの説（b）も可能である。北部仏印進駐時（四

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0179

○年九月)とすることは、法律的に不可能である。戦争の開始時期の問題は国際法上既に充分論ぜられて来た問題で宣戦又は実戦による以外に国際法上戦争状態を発生せしめることはあり得ないからである。

○従つて政策的には○又は○を主張することとなるがその利害得失については充分の資料を得て研究したい。

○五○による場合ド・ゴール宣言の適及効を認めることとなるが、その奈、中国等に対する影響如何。

答 影響は無し。

外務省

極秘



理秘第四二〇七号

昭和二十八年九月四日

大蔵事務次官 河野 一之

外務事務次官 殿

インドシナ銀行名義で横浜正金銀行に記帳された金融

協定勘定残高に関する交渉の経過について

昭和二十七年十二月三日附経六第一八四七号「横浜正金銀行解散に当りインドシナ銀行の債権決済方の件」で御来照の標題の件に関し、次の通り回答する。

インドシナ銀行の名義で横浜正金銀行に記帳されているいわゆる金融協定勘定残高については、占領中より再三円貨を以て支払らわれた旨インドシナ銀行より請求があつたが、本件については、当時

「銀行間金融協定中には「協定終了の際は相手方銀行並びに横浜正金銀行は各政府に通告し、各勘定残高についてその処分方法の規定なきものに関し処分方法を協議する

外務省

ものとする」とあるか、本件残高の処理については國家間協定の文結を前提とするものであるか、否か、

ニ、政府間協定には「事情許すに至らば特別円勘定の資金は金又は金に兌換し得る外貨を以て決済し得るものとする」とあるか、政府は正金と別個に本規定履行の義務があるか、否か、

三、横浜正金銀行は最終的にはその債務全額を弁済することはできない見込であるか、その履行不能分について請求があつた場合に、政府は保証義務を負うものであるか、否か、

等の諸点が明瞭でなく、また日本政府としては渉外負債の処理は講和条約に在る権利關係の確定をまつてこれを行うことを原則としている關係から、本件についても解決の延期方を主張して来たものである。

その後も數次の打合が行われたが、一番最近この問題が取り上げられたのは、昭和二十六年十一月六日、インドシナ銀行ガネー氏、フランス大使館モルナン商務参事官外一名が大蔵省を訪問した時で当省よりは神代副財務官外關係官が出席して非公式話合を行

外務省

つた。その除わが方は、

一、フランスのド・ゴール政府はヴィシー政府の行為の効果をすべて否認しているので本残高の発生原因となつている金融協定自体の効力の有無が疑わしい。

二、戦争遂行中に発生した連合國及びその國民のわが國及びわが國民に対する請求権は例外的な場合を除き既に調印をみた榮港平和条約第十四条(B)項により放棄されることとなつており、この種の勘定残高に対する請求権は、この規定の適用を受け、仏側により放棄されるべきものである。

と主張したか、フランス側はこれら勘定残高は私法上の契約に基づく商業上の債権であつて、賠償とは無關係である。米弗勘定については日本政府が支払に応じないならば、アメリカ政府に交渉し正金の米國にある残余財産から分配を受けると主張し、双方の意見は一致せず、このためわが方がフランス側に対し(1)日仏兩國の開戦始期に關する正式資料、(2)本件が純粹に商業勘定であることを証する資料及び(3)本件とフランス政府との法的關係を証する資料を提出することを要求したところ、フランス側はわが方の申出を了承してこれらの資料を提出することを約した。

外務省

RB'-0555



MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

COPY

Tokyo, November 16, 1951

My dear Mr. MORNAND

We have acknowledged receipt of your letter dated 24th Oct. 1951, about your yen claim and dollar claim against the Yokohama Specie Bank.

After careful considerations, we are, to our regret, not in a position to answer for your request concerning your claims under such circumstances as there are questionable points to make clear the nature of your claims and the interpretation of the Article 14(b) of the signed Japanese Peace Treaty is not yet definitely clear.

Moreover, we shall be very much obliged if you let us know for further study the result of your negotiations with the U. S. A. Government as you suggested in the conversation October 16th.

Very sincerely yours,

(Signed)
M. KUMASHIRO
Deputy Financial Commissioner
Ministry of Finance

Mr. M. MORNAND
Commercial Counsellor
Mission Francaise Au Japon

この際わが方が相手方に回答した内容は、神代副財務官よりのモルナン商務参事官宛書翰を以つて確認されている。(別紙参照)
次いで昭和二十七年四月桑港平和条約の発効をみるに至つたので、フランス側は本勅定懸高は同条約第十五条の連合國財産返還規定の適用を受けるものと推量したものの如く、昭和二十七年十一月連合國財産の返還等に関する政令(昭和二十六年一月二十二日政令第六号)所定の九カ月の申請期間に同年十一月八日附口上書を以つて公式に本件の解決方を請求して来たものであると考えられる。

外
務
省

RB'-0555

0182

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

極秘

12/11/5 ✓
2/27 ✓
5 ✓
E

インドシナ銀行名義で横濱正金銀行に開設された附帯定
に關する問題の解決に關する日本國政府とフランス共和國政
府との間の議定書(草案)

日本國政府及びフランス共和國政府は、

インドシナ銀行名義で横濱正金銀行に開設された附帯定に關
して兩國政府間に懸案となつてゐる問題を最終的に解決すること
を希望して、

次のとおり協定した。

- 1 (a) 日本國政府は、十五億円に相當する額のスターリング・ボン
ド及び四十七万九千六百五十一合衆國ドルを、千九百五十七年
三月三十一日まで、フランス共和國政府に支払うものとする。
- (b) (a)により支払われるスターリング・ボンドの額は、支払の日

に日本國の外國為替公認銀行において通用されてゐるスターリ
ング・ボンドの電價相場場により算定するものとする。

2 フランス共和國政府は、前項に掲げる支払が行われたときは、
インドシナ銀行名義で横濱正金銀行に開設された附帯定に關
し、いかなる要求も日本國政府に提起しないことを約束する。

3 この議定書は、署名の日に効力を生ずる。

以上の証書として、それぞれの政府によつて正当に委任された兩
國の代表者はこの議定書に署名した。

千九百五十七年三月 日に東京で、ひとしく正文である日本語
及びフランス語により本書二通を作成した。

2. Une fois effectués les paiements visés au paragraphe précédent, le Gouvernement de la République française s'engage à ne plus élever de réclamation envers le Gouvernement du Japon au sujet des "comptes ouverts chez la YOKOHAMA SPECIE BANK au nom de la BANQUE DE L'INDOCHINE".

3. Le présent Protocole entrera en vigueur à la date de sa signature.

En foi de quoi les Représentants des deux Pays, dûment autorisés par leurs Gouvernements respectifs, ont signé le présent Protocole.

Fait à Tokio, en deux exemplaires, en langue française et japonaise, les deux textes faisant également foi, le mars 1957.

Pour le Gouvernement de
la République française:

Pour le Gouvernement
du Japon:

フ
ラ
ン
ス
共
和
國
政
府
の
た
め
に

日
本
國
政
府
の
た
め
に

RB'-0555

0184

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1. 日佛間の戦争開始の時期
 降伏文書に佛國が戦勝国として署名し、対日平和条約において
 も連合國として調印をいふことよりして日佛間に戦争關係が存在
 したことは明らかである。問題は何時から戦争關係があつたか
 である。
 (a) 一九四〇年九月ニ三日（北部佛印進駐）
 戦争の始期は宣戦又は実戦による以外に國際法上戦争が

外務省

2. 特別用の平和条約上の取り扱理如何
 今次の対日平和条約賠償交渉にありても、以上の諸氏が双方の間
 にあつた言及され、若干の討論が試みられ、以下これらの長に
 ついて略述してみよう。

外務省

開始されたことは考えられぬことと徹してみてもこの日をもって
戦争の始期とするには、問題とありあり。

(b) 一九四四年八月三日 (ドブール政権 パリ回復)

連合軍のパリ回復と同時に一九四四年八月三日ドブール政権
がパリに移り、米英はこれを事実上の政権と認め、その後数
ヶ月を経て法律上の承認を與えた。このように連合国は合法的
正統政府と認めよるに、佛國と降伏文書に、日本は濶印にこ

外務省

とは、ドブール政権が事実上パリを回復し、政府と樹立し、連
合国による承認された一九四四年八月三日までに、日本
も敗北の承認を與えたことと意味する。故にこの時、後、日本國
と佛國との間に戦争関係が開始されたことと、最も自
然である、適切である。

(c) 一九四一年十二月八日 (第二次大戦開始)

ドブール政権は、ロンドンにある一九四一年十二月十日、時、討日

外務省



宣戦を行ひ、その後数次に亘り十二月八日以来日本と戦争関係にあることを宣言する。戦争は一方的意思による開始されるから、ポールの政権の戦争意思は以上をもて明らかであるが、当時日本としては、ヴィシー政府をもて併國を正式に代表するといふことが故に、ドゴール政権の法律上の地位を論ずる必要は一九四一年十二月八日午が戦争の始期と通らしめることは無理である。然し、戦争の始期を及ぼる効果は、一政权一國家の成立以前に遡る。

外務省

主張は、このことは、比、印、ビルマ等の前例からいへば、全く本慮の余りあるものもある。

現にヴィシー政府との賠償交渉に際して併例はその第五次会议(一九五三年七月七日)において、本國からの回訓として、一九四一年十二月八日説を主張している。

外務省



ス、ウイリー政権とドナルド政権との関係

ウイリー政権は、一九四〇年国内法上合法的に成立し、爾後フランスを代表する法律上の政府と考へられ、スイス、スエーデン等の中立国は

一九四〇年六月より一九四四年八月までこれと外交関係をも有し、米國も

一九四〇年から一九四二年まで正常の國交をも有していた。他方ドナルド

政権は一九四四年六月二日以来ロンドンに臨時フランス國民委員会を

設け、米國はウイリー政権を承認し、ドナルド政権は連合諸國から

外務省

遂次他方政権として認められていた。一九四四年八月連合軍

がパリを回復したから、米英はドナルド政権を佛國における事

実上の政権と考へる旨を、同年十月二三日に法律上の政府と

しての承認を行つた。ウイリー政権は同年八月南独に移轉し、実

質的な能力を喪失したを、その時から佛國を代表する権能を

失つたものと解せられる。

外務省

3. 佛國と佛印三國との關係

一九五〇年二月二日佛大統領により公布された「フランス共和國と

その連合國との關係を規定する法律」によつて、佛印三國は佛憲

とフランスの協定

法下におかれ、正しく、独立國として承認された。よゝまた、右法律に

よつて認められた一九四九年三月八日の佛ウイエトナム協定により、ウイ

エトナムが行う外交問題に關する交渉は、事前にはフランスに案

件を提出して *Haut Commissé* の審査を受けるとなつてゐる。

外務省

また、交渉に際しは、フランス外交機關と連絡を保持するは、
ラオスといふ。

以上の關係よりして、佛印三國はいかゞの意味に於いて佛國
の領土ではなから。従つて佛印三國は獨立國として桑港条約に
批准し、平和条約第十四条(A)の規定に基き、対日賠償清
求の権利がある。然し佛國自身は第十四条(A)及び(B)の

適用はあり、第十四条(A)ノハより賠償を請求する権利はなし。

外務省

現在懸案として残されている特別月に関するものは、及びついでにある。これについて佛側は一九五三年十一月八日口上書(別添二)をもとに印度支那銀行のために債権の申立をこめてきた。続いて一九五三年一月二十六日口上書(別添三)をもとにその督促をこめてきた。さらに、一九五三年七月十五日書簡(別添四)をもとに、右の解散につき、佛側の意向を伝えこきた。

(参考) 閉鎖機関整理委員会も提すよれば特別月沿革一覧表

外務省

二、現在日佛間の特別月に伴う懸案として残されているものは、以上の外に、まか、日佛海軍間における佛船徴用実施基礎協定(昭和十七年六月十五日作成)に基づく佛船十二隻の問題がある。この船は、戦争中沈没し、その補船料は、金又は特別月にて支拂われ、喪失した場合に代船交付の補償をすべき旨が定められている。この十二隻のうち一隻(ル・シント・ドリヌル)は SCAPIN 七三四三 A にて一九五〇年十二月八日舞鶴湾中より揚げて返還を了し(別添六)

外務省



又他の一隻(カフ、ウアラー)は一九五〇年三月二〇日SCAPEX(〇八)A
 の返還を解除された。(別添七) 従て懸案として残されてい
 る船舶は十隻である。 知しこれらの船舶については平和条約締結
 後の現在まで佛側は何等の意向も示して来ない。
 三、今次昭和二十八年六月二十五日から開始されたウイトナムよりの
 平和条約第十四条(A)に基く沈没引揚による賠償を要求
 に関する交渉に際しては、お知如上の懸案事項をも考慮

外務省

又、特別月の平和条約上における處理
 本件について、平和条約締結後、正式に論及すべきものは、前述
 の如く、別添ニ三四に於て通りである。 これらの書類をみると、佛側
 の意向は、平和条約第十四条(A)の規定による所定の期間であり
 先月以内(昭和二十八年一月二八日)に、在日連合國財産の返還
 を求めたに如く辭せられた。 即ち本件は賠償としてではなく、一
 般の和約に基く債権の申立てを行ってきたと推測された。

外務省

0192

RB'-0555

以上併側の意向を総観しこみかへて
 a. 特別用途は、政府間の協定に基く貿易、軍費等の代金と
 決済する手段として両銀行間の細目協定により設けられたもの
 であり、これらに於ては、なお和法上の銀行間の契約による
 ものと断ずることには疑問がある。
 b. もし特別用途は、国の軍費調達手段として政治的に協定に
 基く債務であることは、戦争の開始によつてかかる政治的協
 定は、賠償とは別條とす。和法上の銀行間契約に基く債権と
 してその履行を請求するものがあること主張した。

外務省

以上併側の意向を総観しこみかへて
 a. 特別用途は、政府間の協定に基く貿易、軍費等の代金と
 決済する手段として両銀行間の細目協定により設けられたもの
 であり、これらに於ては、なお和法上の銀行間の契約による
 ものと断ずることには疑問がある。
 b. もし特別用途は、国の軍費調達手段として政治的に協定に
 基く債務であることは、戦争の開始によつてかかる政治的協

外務省

定は失効し、その純政治的債務も消滅するとの見解もある。
 ことから、開戦時の併領の如く昭和十六年十二月八日
 の場合、戦前の活用されていた弗勘定の債務が、
 依然として存在してゐることは疑問がある。
 c. *Reparation* は戦時中における敵のあつた不法行為に対する
 救済であり、*Restitution* は戦争開始の際に、あつた財
 産権利利益に対する敵の不法侵害行為に対する救済である。

外務省

以下趣旨からして、特別月の問題は *Reparation* の問題ではなく
Restitution の問題である。解すことには疑問がある。本件は如く
 に元来日本側の債務の弁済である特別月を、棄権するに
 五まにいう返還と解すことには疑問がある。
 従て大蔵省当局のこれに対する見解も、(別添九) 日佛兩
 國法一九四一年十二月八日以来戦争状態があつたから
 本件勘定は戦争遂行中の日本国がとつた行動の反映である。

外務省

から十四番(四)に於て佛印三國に對する賠償の問題の外、佛不
 國に對しは、予和議の上他に別段の規定がなされば、かかる連合
 國の戦争に基く清和権は、十四番(四)に於て放棄されしこととい
 る。よが占領期間中、三三(三)の全塊を佛國に引渡したことは、
 單に連合國最高司令官の指令と実施したにすぎず、(この真に
 ついても昭和二年七月二日大野次官とルシニセル佛次官との非公式
 談話にて *Restitution* と云ふことのようである) 商業的考慮に基

外務省

へ債務の決済に用いたことの意味するものではあるとしている。
 (この大蔵省側の見解については、よが佛側に正式に日本側の意
 向を表明してまい)

外務省

極秘

寫

理秘第四二〇八号

昭和二十八年九月四日

大蔵省理財局長

阪田 泰 二

外務省アジア局長 殿

日仏印閩金融協定勘定残高の処理について

さきに御来照に係る標題の件については、下記の趣旨により仏側に御回答願いたい。

記

インドシナ銀行の名義で横浜正金銀行に記帳されているいわゆる協定勘定残高の取扱については、一九五一年一月、日本國大蔵省において貴大使館と非公式の話し合が行われ、その際日仏兩國側の意見の一致をみるに至らず、貴大使館側において本件勘定残

外務省

28.9.4

高が純粹に商業的基礎を有するものであると主張する証拠資料を提出すべきことが約され、以来これら資料の提出をみないまま今日に至っているものである。

日仏兩國は一九四一年一月八日以来戦争状態にあつたのであり、日本國政府は本件勘定残高は戦争遂行中に日本國がとつた行動の反映であるに止まり、これに対する請求権はサンフランシスコ条約第一四条(B)項により放棄されているものと了解している。

また、七月一五日付ノートにおいて言及された三三〇五五五五一瓦カの金塊の引渡については、日本國政府は、右金塊を現実にフランス側に引渡す(Deliver)ことによつて一九五〇年一月九日付の連合國最高司令官の指令を実施したに過ぎない。従つて右引渡の事実は本件金塊が商業的基礎を有する債務の決済に用いられたことを何ら意味するものではないことについて注意を喚起いたしたい。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

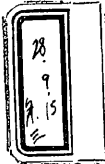
0196

仏印の特別円に関する経緯

昭二八六一五
三

一、仏印の特別円については、わが国と仏国の正統政府と当時認められたヴィンシー政府との間において、昭和十六年五月六日「日本国印度支那間関税制度、貿易及びその決済の様式に関する日仏協定」が成立してからに由来する。その第二十七条の規定に基き、横浜正金銀行及び印度支那銀行間に実施細目の協定（一般貿易に関する第一協定、昭和十六年七月四日、白米に関する第二協定、昭和十六年七月四日、以上を綜合改定した第三協定、昭和十八年三月二十日）及び附属協定が締結され、太平洋戦争前及び戦時中を通じて、日仏印間の白米、ゴムその他の一般貿易勘定及び貿易外の軍費、徴用船舶使用料勘定に亘るすべての金融決済が、特別円を主とする方式によつて行われた（別添一の表参照）。

外務省



かくて、終戦時においては横浜正金銀行に残された印度支那銀行特別円に関する残高は次の通りである。

一、第一協定第八条により、毎月末相殺後、五百万円を超える分を米弗にて清算するとして（昭和十六年十二月十一日以降は米弗によらず、すべて特別円をもつて決済、それまでの残高として蓄積されるもの。）

米弗勘定 四七九、六五一、弗一九

二、第一協定第九条に米弗相殺が不可能の際、又は両協定銀行合議による場合、その他特定の軍費、ゴム代金、船舶使用料の一部が金によつて決済するとしてイヤマークされた。

金 塊 三三屯〇五五、五四一グラム九

132位
(2030)

外務省

3、以上以外に亘る貿易、貿易外收支の残高として
特別円 一三二五ニヤハ一八円〇三
占領期間中、如上のイヤーマーケット金は、一九五〇年一月九
日総司令部覚書 SCAPIN 七〇五八IA (別添二) によつ
て、仏側に返還を命ぜられ、同年一月二十三日仏国側に返還
を了した。従つて、現在懸案として残されている特別円に関
する問題は前記(3)及び(4)に関するものである。
これについては、一九五一年十一月十六日大蔵省係官とイ
ンドシナ銀行支配人及びフランス大使館モルナン商務参事官
との間において、非公式の会談が行われた(別添三)。
その際における仏側の考え方としては、ドル勘定については、
一九四一年以前のものであるし、戦前の純然商業勘定であり、
また特別円勘定は、賠償問題とは関係なく、私法上の銀行間
の契約にもとづく、債権であるというにあつた。その後フラ

外務省

ンス大使館は一九五二年十一月八日口上書(別添四)をもつ
てインドシナ銀行の為に右勘定の引渡方を要請してきた。
更に五三年一月二十六日口上書(別添五)をもつてその督促
をなし更に同年七月十五日書簡(別添六)をもつてフランス
側の見解を連絡越した。

外務省

以上フランス側の考え方に対しては、次の通り種々の疑問を生ずる。

- 1、特別円勘定は政府間の協定にもとづく軍費貿易等の代金を決済する手段として両銀行間の細目協定により、設定されたものである。これを純然たる私法上の銀行間の契約によるものと断ずることには疑問がある。
- 2、日仏両国間の今時戦争が何時開始せられたかの問題は複雑な法律問題を包含する困難な課題であるが(1)北部仏印還駐即ち一九四〇年九月二十三日、(2)ドゴール政権のパリ一恢復即ち一九四四年十月二十九日、又は、(3)太平洋戦争勃発即ち一九四一年十二月八日等が考えられるが、純法律的には(4)が正しいものと思われる。今次日・ヴェトナム間沈船引揚賠償交渉において、フランス側は(ヴェトナムも)一九四一年十二月八日以来日仏両国は、戦争状態にあつた旨本国政府の訓令

外務省

による趣をもつて確言した。

したがつて、四一年十二月八日以降日本は、仏印を軍事占領下においたことになり、日本軍が占領費として調達したのピアストル貨の代価を特別円で積みたてる義務は消滅したのではないかと思われ、一般に戦争の開始は交戦国間の政治的条約を無効とするものであるが、共同防衛議定書を主軸とする日本の仏印進駐の法的根拠はすべて純政治的な性格を有するからである。

よつて大蔵省当局とも協議の末(別添七の通り)本件勘定は日本国が戦争遂行中に自らとつた行動の反映であるにとどまり平和条約の諸規定及び一般国際法の原則からゆつて、日本国はこれをフランス側に返還する義務を負うものではない。もしフランス側が本件勘定の全部又は一部が純私法上の(商業上の)債券債務関係にもとづくものであると主張するならばその具体的根

外務省

AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

COPY

Tokyo, July 15th 1953

N° 325 A.E.

Monsieur le Ministre,

Puresuant to our conversation of this morning, I take the liberty of sending you herewith a brief note concerning the restitution of the gold bullion which was earmarked by the Bank of Japan for the Banque de l'Indochine and which was given back to the French Mission in Tokyo in January the 23rd 1950.

Most sincerely yours,

M. DEJEAN
Ambassador of France in Japan

His Excellency Mr. OKAZAKI
Foreign Minister
TOKYO

抛及びその資料を明らかにせられたいとの主旨で前記フランス大使館諸書簡に対し中間的の回答を發する方針である。

外
務
省

RB'-0555

0200

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Tokyo, 15 Juillet 1953.

NOTE

Les sommes dues par le Gouvernement Japonais au Gouvernement Français pour les achats en piastres effectués en Indochine par les troupes japonaises d'occupation ont été déposées pendant la guerre à la Yokohama Specie Bank au crédit de la Banque de l'Indochine d'abord en lingots d'or et ensuite sous forme de créances en dollars et en yens.

Au moment de la mise en liquidation de la Yokohama Specie Bank, les montants en lingots d'or ont été mis en dépôt à la Banque du Japon pour le compte de la Banque de l'Indochine.

A la suite d'une entente intervenue entre SCAP, le Gouvernement Japonais, le Gouvernement Français agissant à la fois pour son propre compte et pour le compte de la Banque de l'Indochine, les lingots d'or, d'un poids total de 33.055,541, 9 grammes d'or fin ont été restitués au Gouvernement Français le 23 Janvier 1950.

Le versement de ces sommes sur lesquelles les droits de propriété du Gouvernement Français et de la Banque de l'Indochine ont été reconnus par le Gouvernement Japonais est considéré par le Gouvernement Français comme un paiement du pour des achats du temps de guerre et ne saurait être confondu avec le versement des réparations afférentes à la compensation des dommages de guerre subis par les Etats-Associés d'Indochine.

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

COPY

AG 410.2 (9 JAN 50)CPC/FP
SCAPIN 7058-A

9 JAN 50

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Release of Earmarked Gold to the Government of France

1. The gold bullion which is listed below constitutes all of the gold bullion which was taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan and which previously was held by the Bank of Japan in special custody for the Banque de l'Indochine:

<u>Total Number of Ingots</u>	<u>Total Weight in Grams</u>	
	<u>Gross</u>	<u>Fine</u>
2282	33,130,422.6	33,056,813.6

2. The Japanese Government is directed to release to an authorized representative of the Government of France at a date to be determined by mutual agreement the portion of the gold bullion specified below which is held in safekeeping by the Custodian, United States Vaults, Bank of Japan, Tokyo, and the United States Vaults, Bank of Japan, Osaka Branch, Osaka:

<u>Total Number of Ingots</u>	<u>Total Weight in Grams</u>	
	<u>Gross</u>	<u>Fine</u>
2282 (also one (1) gold shaving)	33,129,150.5	33,055,541.9

3. The portion of the gold bullion listed below comprises gold brought into Japan from Japanese occupied areas, and will remain in custody:

<u>Total Number of Ingots</u>	<u>Total Weight in Grams</u>	
	<u>Gross</u>	<u>Fine</u>
1 (small)	1,271.5	1,271.4

4. The Japanese Government is directed to designate an authorized representative of the Japanese Government to effect release of the specified gold, paragraph 2 above, and to notify Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers of the name of the individual so designated within ten (10) days of receipt of this memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K. B. BUSH,
Brigadier General, AGD
Adjutant General.

RB'-0555

0201

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Tokyo, 15 Juillet 1953.

NOTE

Les sommes dues par le Gouvernement Japonais au Gouvernement Français pour les achats en piastres effectués en Indochine par les troupes japonaises d'occupation ont été déposées pendant la guerre à la Yokohama Specie Bank au crédit de la Banque de l'Indochine d'abord en lingots d'or et ensuite sous forme de créances en dollars et en yens.

Au moment de la mise en liquidation de la Yokohama Specie Bank, les montants en lingots d'or ont été mis en dépôt à la Banque du Japon pour le compte de la Banque de l'Indochine.

A la suite d'une entente intervenue entre SCAP, le Gouvernement Japonais, le Gouvernement Français agissant à la fois pour son propre compte et pour le compte de la Banque de l'Indochine, les lingots d'or, d'un poids total de 33.055.541, 9 grammes d'or fin ont été restitués au Gouvernement Français le 23 Janvier 1950.

Le versement de ces sommes sur lesquelles les droits de propriété du Gouvernement Français et de la Banque de l'Indochine ont été reconnus par le Gouvernement Japonais est considéré par le Gouvernement Français comme un paiement dû pour des achats du temps de guerre et ne saurait être confondu avec le versement des réparations afférentes à la compensation des dommages de guerre subis par les Etats-Associés d'Indochine ./.

一九五三年七月十五日付ノート (仮訳)	日本占領軍がインドシナで行ったピアストル債による購	買のために、フランス政府に対し日本政府が負った金	額は、戦時中にもろ金塊で、次いでドル債および円による	債権の形式で、横浜正金銀行にインドシナ銀行名義で	預けられた。	横浜正金銀行の清算事務が行われた時に、金塊による
---------------------	---------------------------	--------------------------	----------------------------	--------------------------	--------	--------------------------

外務省

RB'-0555

0202

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

總額は、インドシナ銀行勘定とし、日本銀行に預けられ
た。

同時にフランス政府の勘定およびインドシナ銀行の勘定
のために行われたスキヤップ、日本政府、フランス政府間の
了解の結果、純金二、三三、〇五五、五四一、九グラムの金塊
は、一九五〇年一月二十三日はフランス政府に返還された。
フランス政府とインドシナ銀行の所有権が日本政府に承

外務省

認された^{ものがある}右の金の引渡しは、フランス政府によつて

戦時中の購買に対する支拂いと認められ、
インドシナの協同国が蒙った戦争被害の補償に相応
する賠償の支拂いと混同すべからざるものがある。

外務省

CLG/mtt

AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

Tokyo, July 15th 1953

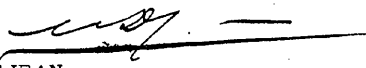
N° 325 A.E

Monsieur le Ministre,

Pursuant to our conversation of this morning,
I take the liberty of sending you herewith a brief
note concerning the restitution of the gold bullion
which was earmarked by the Bank of Japan for the Banque
de l'Indochine and which was given back to the French
Mission in Tokyo in January the 23rd 1950 .

1 en.

Most sincerely yours,


M. DEJEAN
Ambassador of France in Japan

His Excellency Mr. OKAZAKI
Foreign Minister
TOKYO

記帳済

CLG/mtt

Tokyo, 15 Juillet 1953

NOTE

Les sommes dues par le Gouvernement Japonais au
Gouvernement Français pour les achats en piastres effectués
en Indochine par les troupes japonaises d'occupation
ont été déposées pendant la guerre à la Yokohama Specie
Bank au crédit de la Banque de l'Indochine d'abord en
lingots d'or et ensuite sous forme de créances en dollars
et en yens .

Au moment de la mise en liquidation de la Yokohama
Specie Bank, les montants en lingots d'or ont été mis en
dépôt à la Banque du Japon pour le compte de la Banque de
l'Indochine .

A la suite d'une entente intervenue entre SCAP ,
le Gouvernement Japonais , le Gouvernement Français
agissant à la fois pour son propre compte et pour le compte
de la Banque de l'Indochine, les lingots d'or, d'un poids
total de 33.055.541, 9 grammes d'or fin ont été restitués
au Gouvernement Français le 23 Janvier 1950 .

Le versement de ces sommes sur lesquelles les droits
de propriété du Gouvernement Français et de la Banque de
l'Indochine ont été reconnus par le Gouvernement Japonais
est considéré par le Gouvernement Français comme un paiement
dû pour des achats du temps de guerre et ne saurait être
confondu avec le versement des réparations afférentes à la
compensation des dommages de guerre subis par les Etats-
Associés d'Indochine ./.

RB'-0555

0204

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

2.

10

山川
勇彦

外債

(本信裏送り先 在タイ 太田大使)

在外公館

アジア局長 第三課長
ワイオ一一年

昭和二十八年八月十一日

在タイエトナム 一等書記官 平野重平

外務大臣 岡崎 勝男 殿

全塊引渡のGHQメモランダム入手依頼の件

外務省儀典課長は本旨に対し日本の海外放送は一九五〇年日本はフランスに三十三トンの全塊を引渡したと云っていきが、右は事実であるかと尋ねたから、本旨はGHQのメモランダム(一九五〇年一月九日付)により確かに引渡したと答へた。外務省は同メモランダムの入手方を希望して、あさから至急取り上げ部作成の上御送付ありたい。

記帳済

7776
28.8.25
第三課

7776
28.8.24
0363

B-4-1-3-1

官次大 房 課課 長長長官臣

第三課長 第一課長 第二課長 第三課長 第四課長 第五課長 第六課長 第七課長 第八課長 第九課長 第十課長

課課局 課課局 課課局 課課局 課課局 課課局 課課局 課課局 課課局 課課局
長長長 長長長 長長長 長長長 長長長 長長長 長長長 長長長 長長長 長長長

件名 全塊引渡の件

発信者	フランス国大使館	公信日付	昭28.7.15	受付日付	28.7.16
受信者	外務大臣省	公信番号	No. 325 AE	受付番号	308
摘要	28.7.21				

主管 アジア第三課長

7776 28.7.20 第一課

7776 28.7.17 第三課

RB'-0555

0205

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

主信		1		5		4		懸案		3.1.2.11	
附		甲		乙		丙		丁		備考	
公文書案		名件		先付送字		名件録記		名人信発		管主	
外務省		佛印特別内の件		口上書		外務省		外務省		文書課長	
公文書案		名件		先付送字		名件録記		名人信発		管主	
外務省		佛印特別内の件		口上書		外務省		外務省		文書課長	
公文書案		名件		先付送字		名件録記		名人信発		管主	
外務省		佛印特別内の件		口上書		外務省		外務省		文書課長	

昭和29年12月25日起草

8 137

記帳済

公文書案

外務省

記

すゝと米に、同大使館の一九五四年十二月八日付口上書

才四十六号/AEに關し、日本政府の見解を左記の如く申

述べる光榮を有する。

在本邦フランス大使館は前記の口上書をもつて、フランス

政府が横浜正金銀行に有する二りの債権(十三億千

五百二十七万五千八百十八円三匁)がよむ四十七万九千六百

RB'-0555

0206

五十一アメリカ金銀国ドル十九セント)を処理する目的に
 左、パリ協定を閉くことを希望せしむるに
 が、右の二つの債権とは、一九四一年五月六日に日佛兩國
 政府間に締結された日佛國、インドシナ間関税制度
 易およびその決済の形式に關する日佛政府間協定に
 もとづき、横濱正金銀行とインドシナ銀行間に締結さ
 れた細目協定をもつて設定された日佛特別勘定に
 關するものと思われ。

公 信 案

外 務 省

左指すものと思われ。
 しか、一九五三年七月七日の日英・グイエットナ協定
 償安協定第五次會議の席上、フランス代表は本國政府に照
 會した結果として、フランス共和國政府は日佛間に戦争が終
 束した日、在ロンドン自由フランス全國委員會が対日宣戦
 を行つた日、すなわち一九四一年十二月八日と解釈して
 とを正式に宣明した。

公 信 案

外 務 省

RB'-0555

0208

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

公 信 案

外 務 省

日本政府の見解は、前記の日佛協定は日佛間に
 戦争状態の発生した時 （その効力を失う補償の協定であることは明らかであり
 従つて） には効力を失ふ性質のものなるに
 非ず。日協定は一九四一年十二月八日五もつと効力を失つたも
 のに非ず。
 従つて、日本政府は一九四一年十二月八日以降における前記の
 協定にもとづく一切の行為は法律的基础を有さないもの
 あり。この行為によるものを含む一切の戦争により生じた

公 信 案

外 務 省

援護に及ぶことの請ね権は、フランス共和国政府はサンフラン
 シスコ平和条約第十四条(b)によつて放棄したものであると
 考へてゐる。
 以上の事情にかかわらず、フランス共和国政府が本件に及
 び日本政府と商議を行うことを希望するならば、日本政府
 は日本政府の見解を明かにするため、東京におりたる商
 議に及ぶる用意がある。

十=月九日 627144 Mermoux 再行考 Kan

AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

Tokyo, le 8 Décembre 1954

No 466 / AE

NOTE VERBALE

L'Ambassade de France présente ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et se référant à ses Notes Verbales No. 257-AE du 8 Novembre 1952 et No. 40-AE du 26 Janvier 1953, a l'honneur d'appeler de nouveau l'attention du Ministère des Affaires Etrangères sur la question du règlement des deux créances : ¥ 1.315.275.818,03 et US \$ 479.651,19, possédées par le Gouvernement Français dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Le Gouvernement de la République Française désirerait très vivement que le règlement de cette question pût intervenir dans un bref délai.

Il n'échappera pas en effet au Ministère des Affaires Etrangères que l'existence de ces créances arriérées non réglées est nuisible au rétablissement, souhaitable à la fois pour le Japon et pour la France, de liens économiques plus étroits entre les deux pays.

Dans ces conditions, l'Ambassade de France, sur les instructions de son Gouvernement, a l'honneur de proposer au Ministère des Affaires Etrangères l'ouverture d'une négociation en vue de parvenir au règlement de cette question.

Cette négociation qu'il serait agréable au Gouvernement Français de voir s'ouvrir à une date aussi rapprochée que possible, pourrait, sauf objection du Ministère des Affaires Etrangères, avoir lieu à Paris.

L'Ambassade de France serait heureuse de connaître les vues du Gouvernement Japonais sur cette proposition.

Elle saisit cette occasion pour renouveler au Ministère des Affaires Etrangères l'assurance de sa haute considération./.

記帳済



官次大
房
課課
長長長官臣
課課
長長
課課
長長
課課
長長
課課
長長

件名	旧横濱正金銀行の対し7322210-1の債権の清算に關し申出の件		
発信者	フランス 国大使館	公信日付	昭 29.12.8
受信者	外務大臣省	公信番号	No. 466/AE
摘要	Note Verbale 在日大使館 Mermoux 氏 中 14 月 花 12 月 9 日 手交		



主管アジア第三課長

RB'-0555

0209

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



条三第一九号

昭和三十年一月十一日

外務省条約局長

捕獲審檢再審査委員会事務局長 殿

だ、捕船「サンタ・フェ」号捕獲事件再審査に關連する日・仏兩國間の關係に關する件

客年五月十四日付外務事務次官あて捕審委第五七号貴信をもつて御照会のあつたインドシナ銀行に返却すべき金塊問題に關する事案について、左記のとおり回答する。

記

わが国は仏印との間の貿易促進のため、一九四一年五月六日に「日本国・印度支那間關稅制度、貿易およびその決済の様式に關する日仏協定」をフランスとの間に締結したが、この協定

外務省

30

を実施するため、横浜正金銀行はインドシナ銀行との間に実施細目に關する二協定を同年七月四日に結んだ。

この日本・仏印間協定によれば、日本が仏印から購入する白米およびゴムに關する貿易代金をのぞき、一九四一年七月以降に日本・仏印間において貿易上生ずる貸借差額について、毎月末に五百万円を超える分は、貸越している側が金または金に換えうる外貨で決済するよう要求できることとなつており、更にゴム買入代金は金(金額)をもつて決済することとなつていた。

日本・仏印間の貿易外債權關係の處理に關しては、日本が仏印で必要とした軍費は、一九四二年四月前においては、大部分金をもつて決済されることとなつており、一方日本が仏印から一九四二年六月十五日に捕獲した十一隻の船隻に対する使用料のうち、三分の一は金をもつて支払われることとなつていた。一九四二年四月以降、日本が仏印において必要とする軍費に

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0210

対する見返り分は正金に設けられているインドシナ銀行名義の特別円勘定に振り込まれることとなり、更に一九四三年一月二十日に日・仏両国間で行われた「日本国・仏領印度支那間決済の様式に関する交換公文」およびこれを実施するため同年三月二十日に正金・インドシナ銀行間に結ばれた協定により、同年一月以降日本・仏印間貸借関係のすべての項目について、その差額を決済するため特別円が利用されることとなり、以後金決済制度は実質上廃止された。

わが国は仏印に対する決済の用に充てるため、一九四一年十一月六日以降累次にわたり金イヤマークを行い、終戦時においては三三、〇五六、八一三・六グラムに達していたが、終戦に至るまでそれが現送されたことはなかつた。その後これらイヤマークされた金塊のうち、三三、〇五五、五四一・九グラムについては、連合国軍總司令官の指令により一九五〇年一月二十

外務省

三日にフランス側に引き渡している。(イヤマークされた金塊のうち、残余の一、二七一・七グラムは略奪物件として処理された。)

フランス側はいまだ本件に関して日・仏間戦争状態発生の期日に關する見解を明確に表明したことはないが、前記に述べた日・仏両国間協定は開戦の結果影響をうけ、その効力を失いまたは停止する種類の協定であり、正金・インドシナ銀行間協定もこの政府間協定にもとずいて成立し、かつ、政府間協定と密接な関係を有するものであるから開戦の結果同様の影響をうける種類の協定であると解せられる関係上、日・仏間の戦争状態が一九四一年十二月八日に発生したものとすれば、同日以後に発生した貿易上および貿易外の貸借関係は、協定の運用により発生したものと解せられないうで、この場合、協定にもとずく金イヤマークの義務は全然存しなかつたこととなる。従つてフ

外務省

フランス側が一九五〇年一月二十三日日本側から現実に金塊の引渡しを受けたことにより、フランス側は協定にもとずき受領の権利を有する分以上の金塊を受領したことになり、フランス側にとつて不利な結果を齎することとなる。以上の理由によりフランス側が本件に関して開戦時を一九四四年八月二十九日と主張する公算は少くないものと考えられる。

外務省

RB'-0555

0212

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



捕審委才五七号

昭和二十九年五月十四日

捕獲審檢再審査委員会事務局長

外務事務次官 殿

だ、捕船「サンタ・フェ」号捕獲事件再審査に
関連する日仏両国間の関係についての再照会
の件

関連文書(1) 昭和29年4月8日付外務事務次官宛捕審委才四一号
件名だ、捕船サンタ・フェ号捕獲事件再審査に関する日
仏両国間関係についての照会の件

(2) 昭和29年4月22日付捕獲審檢再審査委員会事務局長
宛条三才二五二号文件名だ、捕船サンタ・フェ号捕獲事件
再審査に關し日仏両国間の関係について回答の件

標記だ、捕船「サンタ・フェ」号捕獲事件の再審査に關連し、日仏
両国間の関係についての関連(1)文書による照会に対し、関連(2)文書
をもつて貴見回答に接したが、貴回答によれば、フランス側は「イ
ンドシナ銀行に返却すべき金塊問題等の場合」においては今次大戦
における日仏両国間に戦争状態が発生した時期を昭和十九年(一九
四四年)八月とする説をとる由であるが、当委員会における標記事
件の再審査の際の参考として前記「インドシナ銀行に返却すべき金
塊問題等」の事案を承知しておきたいので右に必要な範囲でその具
体的内容を御回示願いたい。

運輸省

RB'-0555

0213

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

公 信 案

外 務 省

おこの上書(字)各一部を、以参考未だに別添送附
 あり。

(附属書類、之り未、添附のニト)

発信用執務用		主信		1	1	2
附		甲				
乙						
丙						
丁						
備考						

燃果
 山川外保管
 一三ア局第一課
 1) B' 3. 1. 2. 11-

公 信 案	名 件	先付送写	名 人 信 受	管 主	文 書 課 発 送 日
外 務 省	佛印特親月に関する口上書(字)送附の件		在佛 フランス 西村大使	アジア局長 三第七五号 主 才三課長	昭和拾年貳月拾八日
	佛印特親月に関する口上書(字)送附の件				
	便館の口上書(字)おとが本館二月八日付在東京フランス大				
		名 件 録 記	名 人 信 発	淨 書	校 正 (原 稿)
			重光大臣	昭和 30年 2月 15日 起草	別紙添付

昭和拾年貳月拾八日
 昭和 30年 2月 15日 起草
 17 91 30.2.16

記帳済

RB'-0555

0215

附録二十二

一九五五年二月二十二日のグロー代表の法律論要旨
(翻訳)

一 第一点

日仏間の諸協定は国家間における財政上の関係を成立させた。右は一九四一年十二月七日の戦争状態の発生をなん等顧慮することなくなされたものである。(一九四一年十二月七日以前の諸協定を明確に引用している十二月七日以降の諸協定を参照せよ)。これら諸協定の解釈に当つては、当事者のこのきわめて明確な意志を考慮におかねばならない。

二 第二点

これら諸協定が失効したとするためには、国際法の実定規定がある特定の日付においてこれらを失効せしめたことを立証する必

要があるう。

しかるに戦時中、二国間に国際協定を締結することを禁止するいかなる規定も存在しない。(右について国際的な学説及び判例を参照せよ)。

本件サンフランシスコ条約を適用することに対する反駁

(一)第十四条は、「損害」及び「苦痛」に対する賠償のみを対象としている。問題がそのようなものと全然異なることについては、一九四〇年八月から一九四三年の間の諸協定を一読すれば充分である。

(二)平和条約第十四条b項は適用されない。何となればフランスの債権は戦争の遂行中に日本が一方的に行つた「措置」から発生したものではないし、又、占領の直接的軍費(この辭句は連合

RB'-0555

0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(初)

(長)

アミア三長
書長
アミア三長
アミア三長

伊印特別国ノ行

紙は、も友人が太平洋義勇隊新隊にかけ、
 正金銀行のハインズ社長より、中川武雄氏
 より、未だ未だ。若し同書が輸送に載ることか
 ら、実なりとせば、著しくわが方立脚を強めよう
 と思わしめよう。

右書翰に言及の移布、之阿藤両氏につき、確り
 され、は如何ですか。

三〇、二、二九

下田幸治長

中川アミア長殿

外務省

軍の日本占領をさしたるものだが、(でもなにかからである。(平和
 条約調印国の一致せる解釈による)。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0217

東京部文書区南片所一〇、一〇、一〇
下田武至様

RB'-0555

0218

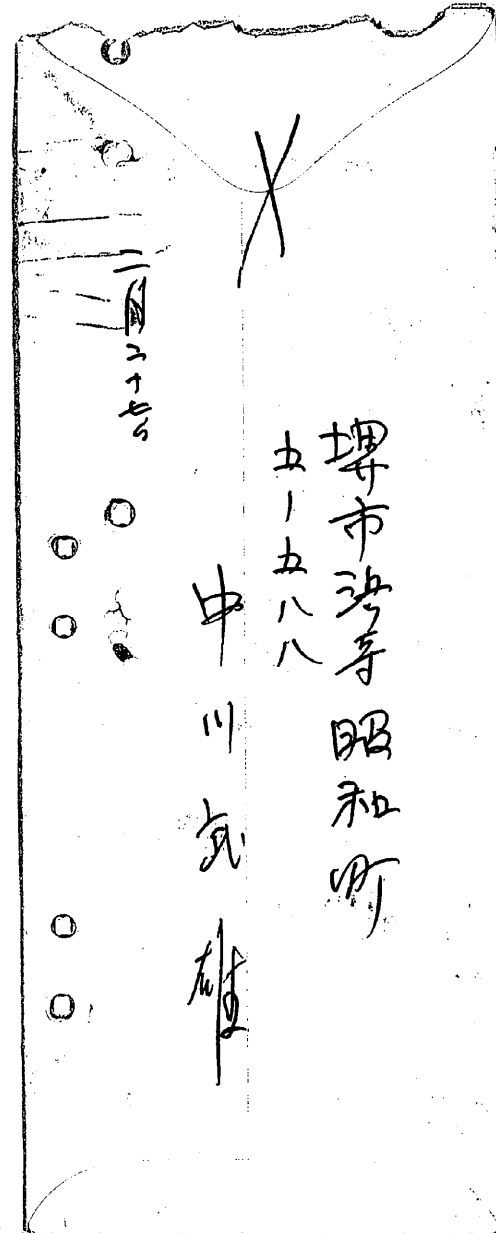
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RB'-0555

0219

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二月二十七日

下田武三様

中川五

承り之由書付候し之由事由申上候事並に仰付健に
仰健用中と存じ大慮至極申上候由申上
ます

扱之由事新開此に扱之と仰仰に承け之符
別用合漢平の由

お坐り移候何れこの由事外支内題と存じと
候事候し之由事既に政府側より十分の事
此あり之を思ひ申上候事一に先付之候事申上候事

仰事承に供します 要事候由の通り申上候事

(一) 印度支那銀行のためは日本銀行に代金記し
た 特別用の金銀を支辨し由事候事

東京銀行大阪支店

理由(1) 紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した

(2) 紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した

紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した

紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した

紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した

紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した
紙幣の供給を宣言した

長松を産雄君(老母の南才総軍金融班長)
東鑑並に後者孫保君(元金両高(新支取人))

東京銀行大阪支店

等 在在の人人に由來ある而即ち下二ハ、手紙
 リのつくと思ひます
 取り急ぎアリス

東京銀行大阪支店

三月八日

第三課長

在カイゴン

平野 平

フシア向三函
 台 郵 務 長 殿

次官
 官房長
 總務課長
 歐洲參事官
 第四課長
 第五課長
 條約局長
 第三課長

13

三月八日
 在カイゴン
 平野 平
 フシア向三函
 台 郵 務 長 殿
 貴國の新聞を讀み、大に感服す。貴國の新聞は、
 小並ニ月ニ三三日發行五日の定額に所内ハ
 出報。新聞の見ると電報が次々發せられて
 方知があらう。貴國の新聞は、新聞の
 首相と不相容。貴國の新聞は、新聞の
 ニシの大に感服す。貴國の新聞は、新聞の
 貴國の新聞は、新聞の

在外公館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0221

日付の上書きハF/AEに關シ、日本政府の見解
を在り正しく申し述べ、光榮を有する。

記

在在邦フランス大使館は前記の上書きをもち
2、フランス政府は一九五五年二月八日^付の上書
が表明した日本政府の見解に同意すべきでない

公 信 案

外 務 省

おねを述べ、かつ遅滞なくパリで商議を開くことを
提議した。

本件に關する日本政府の見解は前回に表明した
通りであるが、フランス共和国政府との間に東京にお
ける本件に關する商議を行う用意があることを同
答する。

公 信 案

外 務 省

RB'-0555

0224

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

B' 41.1. 3-1

AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

Tokyo, le 31 Mai 1955.

N° 87 /AE

3

L'Ambassade de France au Japon présente ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et a l'honneur de se référer à la Note-Verbale N°18 du 8 février 1955, dans laquelle il a bien voulu répondre à la sienne propre (N°466 du 8 décembre 1954), relatives au règlement de deux créances possédées par le Gouvernement Français dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Elle précise que les arguments avancés dans cette Note-Verbale ne peuvent être acceptés par le Gouvernement Français qui entend réserver tous les droits en cette matière.

A cet effet, le Gouvernement Français propose à nouveau qu'une négociation soit ouverte sans délai à Paris.

Elle saisit cette occasion pour renouveler au Ministère des Affaires Etrangères les assurances de sa haute considération./.

MINISTERE DES AFFAIRES
ETRANGERES, TOKYO.



AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

AIDE-MEMOIRE

A la suite d'un échange de correspondance entre le Ministère des Affaires Etrangères et cette Ambassade, le Gouvernement japonais a fait connaître dans une note du Gaimusho N° 159 en date du 28 juillet 1955 qu'il était prêt à engager une négociation à Tokyo au sujet des créances françaises dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Le Gouvernement français accepte cette proposition du Gouvernement japonais et il est donc disposé à ouvrir à Tokyo des conversations à ce sujet à partir de la deuxième quinzaine du mois de novembre.

Si cette époque convient au Gouvernement japonais l'Ambassade serait obligée au Ministère des Affaires Etrangères de bien vouloir le lui confirmer le plus tôt possible afin que le Gouvernement français puisse désigner les négociateurs qu'il entend envoyer de Paris ./.

Tokyo, le 8 octobre 1955.

MINISTERE DES AFFAIRES ETRANGERES
TOKYO

8

RB'-0555

0225

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

le 31 ^{mai} ~~juin~~ 1955.

N° 87/AE

L'Ambassade de France au Japon présente ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et a l'honneur de se référer à la Note-Verbale N°18 du 8 février 1955, dans laquelle il a bien voulu répondre à la sienne propre (N°406 du 8 décembre 1954), relatives au règlement de deux créances possédées par le Gouvernement Français dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Elle précise que les arguments avancés dans cette Note-Verbale ne peuvent être acceptés par le Gouvernement Français qui entend réserver tous les droits en cette matière.

A cet effet, le Gouvernement Français propose à nouveau qu'une négociation soit ouverte sans délai à Paris.

Elle saisit cette occasion pour renouveler au Ministère des Affaires Etrangères les assurances de sa haute considération./.

MINISTERE DES AFFAIRES
ETRANGERES, T O K Y O.

極秘

寫

條約三課

(本三課に送付)

附屬物型便

重三合第一六七三号

昭和三十年十一月十五日

外務大臣 重光

養

仏印特別円に関する件

一九四一年五月六日仏印関税、貿易、支払に関する協定に基くわが方の仏印特別円等債務(わが方調査「日本国とヴェトナムとの間の沈没船舶引揚に関する賠償協定交渉の経緯」及び仏印特別円の問題並びに別添甲「仏印特別円の件」及び別添乙日仏金融協定(仏文)参照)の決済については、フランス側の屢次の申入れにより、最近わが方は、明年一月中旬以降に東京

外務省

RB'-0555

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0227

で会談を開催するに異議ない旨を回答した。
→仏側は、本件が方の債務を正金銀行及び仏印銀行間の商業的債務であり、従つて同行間の形式的な清算問題と考へている。右に関連し、わが方としては、とりあえず、仏印銀行が証券権を「カンボディア、ラオス及びヴィエトナム三国紙幣局」に移管した際のピアストル貨証券によつて生じた債権債務整理情況等を明かにしたく、もし右債権債務が「紙幣発行局」に引継がれているとすれば、フランスが仏印銀行に代つて支払を要求してくる根拠が、ますます薄弱になると思われるばかりでなく、本件債務はインドシナの被害としてインドシナとの賠償の対象となる筋合いのものとなるから、これら諸國に賠償を支払つた上に、さらにフランスに本件債務を支払うことは、わが方にとつて、いわば二重払いとなりはしないかとの疑問が生じてくる。

外務省

→ついでには、左の諸点につき至急御調査の上、何分の回答ありたい。なお、申すまでもないことであるが、当方の意図を先方に察知されぬようヴィエトナムについては先方の賠償要求の増額に導く惧れがあるから格別の配慮ありたい。
1、一九五〇年十二月の四國協定中の紙幣発行局に関する協定により、証券権はインドシナ銀行より「カンボディア、ラオスおよびヴィエトナム三国紙幣発行局」に移管されたが、右の移管に当り、インドシナ銀行の債権債務は同様に、前記紙幣発行局に引継がれたか、否か。
2、在ヴィエトナム大使館においては、さらに次の諸点につき。
イ、客年六月四日にラニエル仏首相とブー・ロック、ヴィエトナム首相が仮調印したフランス、ヴィエトナム独立条約案第二條は、「ヴィエトナムはヴィエトナムのために、又はヴィエトナムの名でフランスが締結した国際条約又は協

外務省

定、もしくは当該行為がヴィエトナムに關係する範圍内において仏領インドシナの名でフランスが締結したすべての条約又は協定から生じた全ての権利義務をフランスから承継する』と定めているが、本条約案はいつ効力を発生したか。

ロ、本条約が有効の場合、ヴィエトナム政府がフランス政府から承継した権利義務の中には、ヴィシー政権が締結した条約又は協定から発生した権利義務も含まれていると解釈されるべきか。

ハ、本条約が効力を発生していない場合、ヴィエトナム政府はフランスがヴィエトナムに關し締結した条約又は協定から発生した権利義務に關し、いかなる見解をもっているか。

3、在カンボディア大使館においては次の点につき、カンボディア政府は同国の独立以前に、フランスがカンボ

外務省

ディアに關し締結した条約又は協定から発生した権利義務に關し、いかなる見解をもっているか。なお本件について、前記仏、ヴィエトナム独立条約案のほか、仏、ラオス友好連合条約第一條第二項は「ラオスは本協定以前にフランスがラオス王國又は仏領インドシナの名で締結した全ての國際条約、又は特殊協定から発生する全ての権利義務をフランスから承継する」と明記してある。

本信送付先 ヴィエトナム、カンボディア

本信写送付先 フランス

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0229